

# 第6期麻生区地域福祉計画（素案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

## 特記事項

本計画（素案）は、令和2年11月初旬時点の内容のものであり、令和3年3月の策定（改定）に向けて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会やパブリックコメント、庁内協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

麻生区



## 目 次

<b>序 章 川崎市地域福祉計画について</b>	<b>1</b>
1 計画の趣旨・期間	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進	5
(1) 社会環境の変化	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景	5
(3) 推進ビジョンの概要	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組	9
(2) 取組の推進イメージ	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題	11
5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿	12
(1) 地域福祉とは	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手	12
(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿	13
6 第6期計画期間における施策の方向性	15
(1) 計画の基本理念・目標	15
(2) 計画推進における圏域の考え方	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図	21
<b>第1章 あさお福祉計画について</b>	<b>23</b>
1 麻生区地域福祉計画について	25
(1) 地域福祉計画とは	25
(2) 計画策定の流れ	25
(3) 麻生区社会福祉協議会との連携	26
(4) 麻生区地域福祉計画とコミュニティ施策との関係	26
2 計画の推進にあたって	27
(1) 計画の推進体制	27
(2) 地域福祉の担い手と役割	28
3 麻生区の地域の特色	29
(1) 麻生区の概況	29

(2) 麻生区の現況.....	30
(3) 麻生区の地域福祉マップ.....	39
(4) 麻生区の町名別地区組織.....	41
(5) 地域ケア圏域ごとの概要.....	42
4 区民が抱える生活課題.....	54
(1) 川崎市地域福祉実態調査（地域の生活課題に関する調査）から見える課題.....	54
(2) 地域における会議や調査から見える課題.....	57
5 第5期計画の振り返り.....	58
基本目標別の振り返り .....	58
<b>第2章 麻生区の取組.....</b>	<b>61</b>
1 麻生区がめざす地域の姿.....	63
(1) 計画の理念.....	63
(2) 基本目標.....	63
2 計画の体系 .....	64
3 第6期計画における重点項目 .....	65
4 事業体系一覧 .....	66
5 具体的な取組 .....	68
基本目標1　区民が主役の地域づくり .....	68
基本目標2　区民本位の福祉サービスの提供.....	71
基本目標3　「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり .....	74

# 川崎市地域福祉計画について

# 序 章



# 1 計画の趣旨・期間

## (1) 計画の趣旨

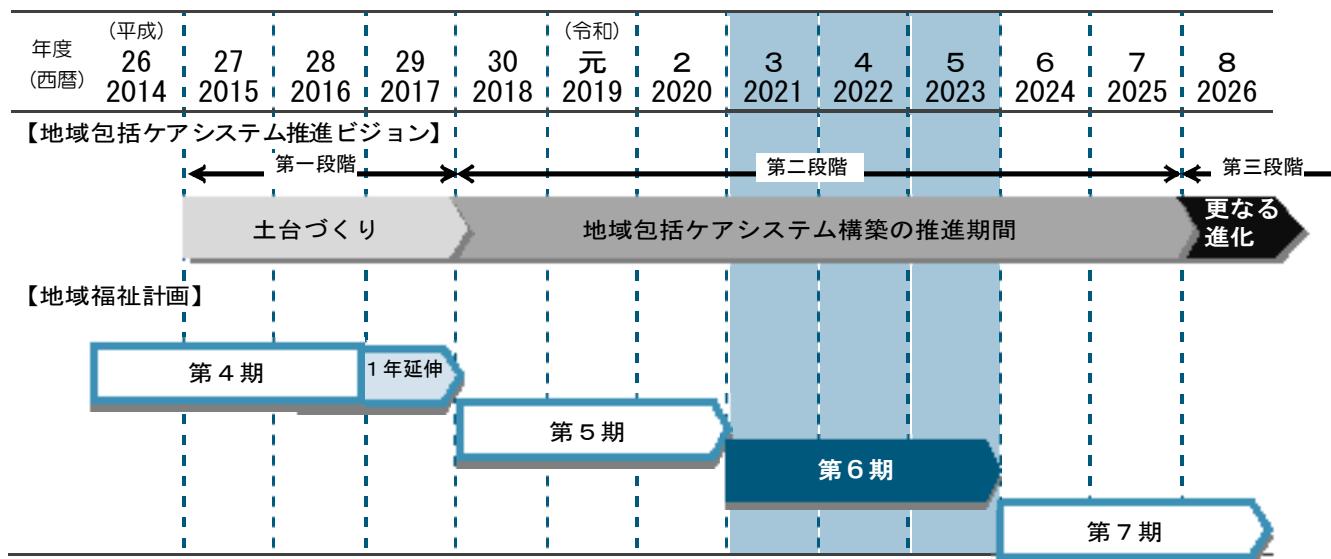
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度に第1期計画がスタートし、今回が第6期となります。今回の第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

## (2) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



## (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

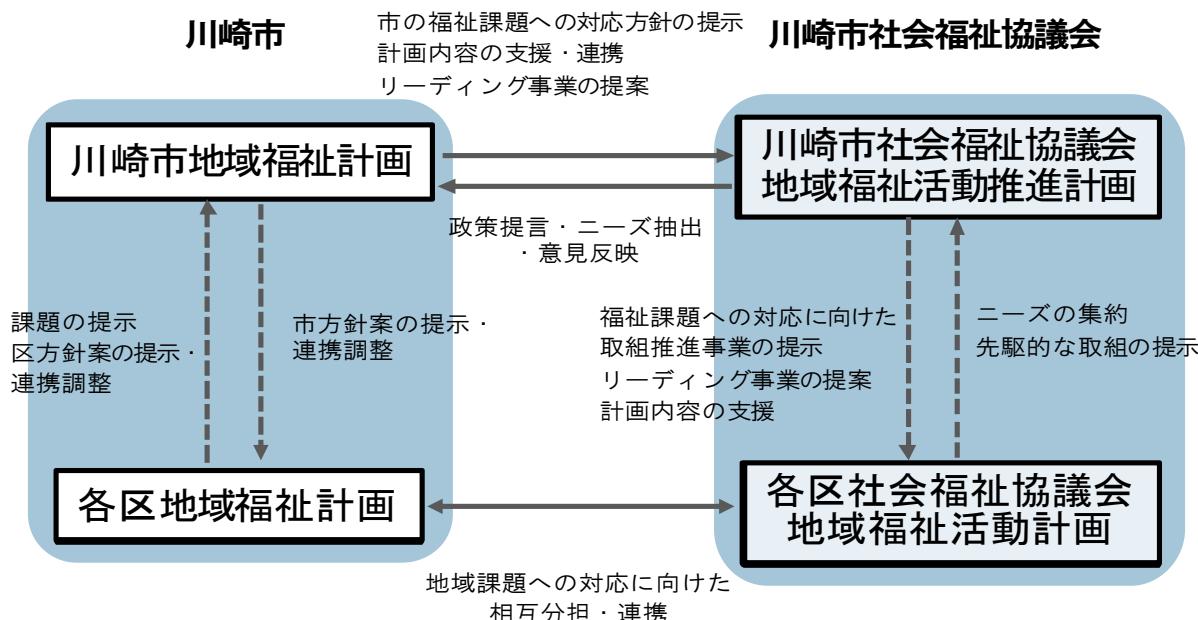
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

### 【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

## 2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

### （1）社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超える超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していく、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

### （2）地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市においては、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27（2015）年3月に、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざし、まちづくりや地方創生な

どの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

### 【「地域共生社会」の実現に向けて】

- ◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



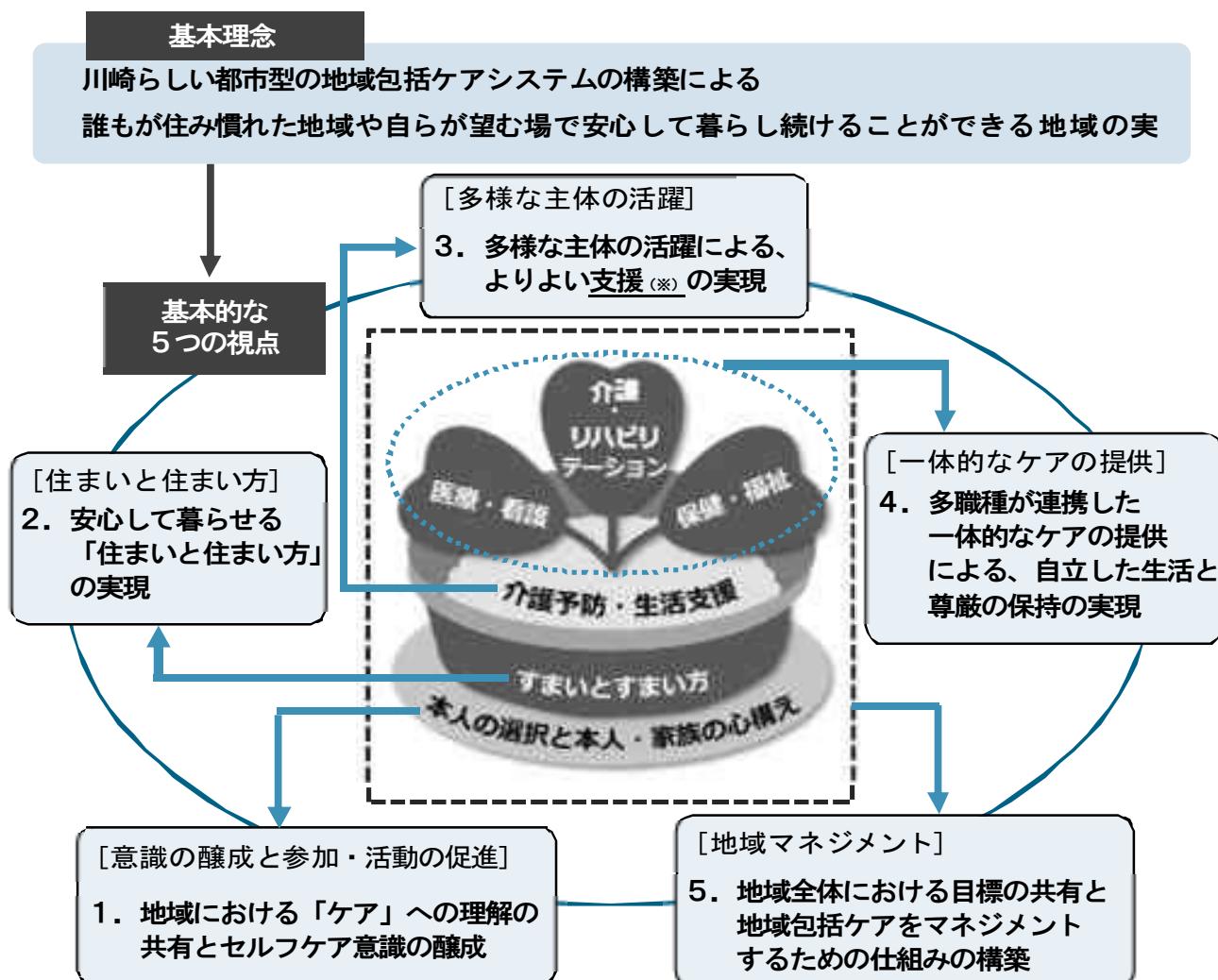
### （3）推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを發揮し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

## 【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典: 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

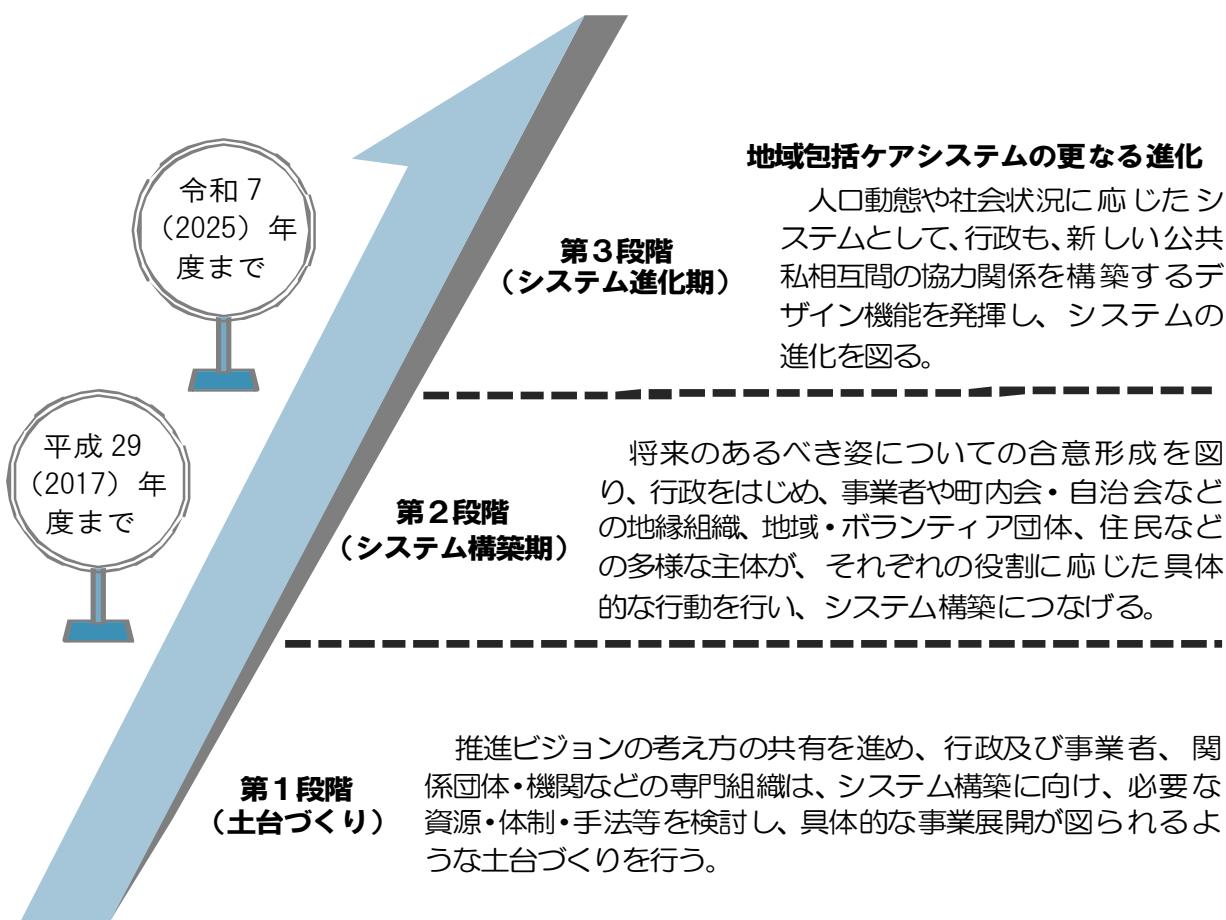
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

## (4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定して以降の平成27（2015）年度から29（2017）年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成30（2018）年度から令和7（2025）年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8（2026）年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年以降には、高齢者ひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



### 3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

#### (1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28（2016）年4月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

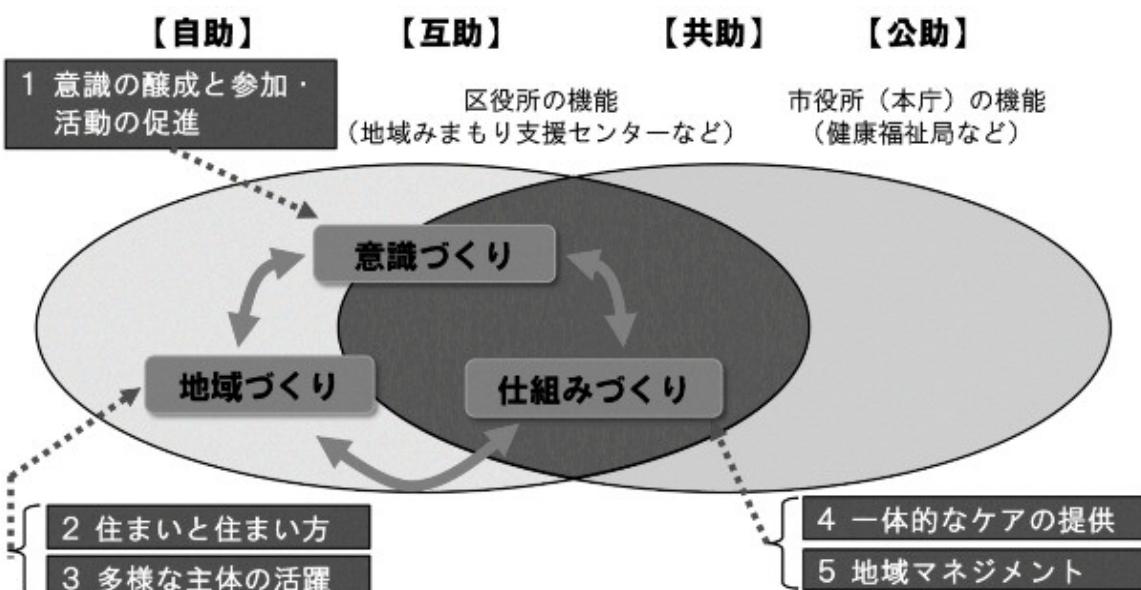
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内の個々人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成31（2019）年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。

#### (2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

#### 【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



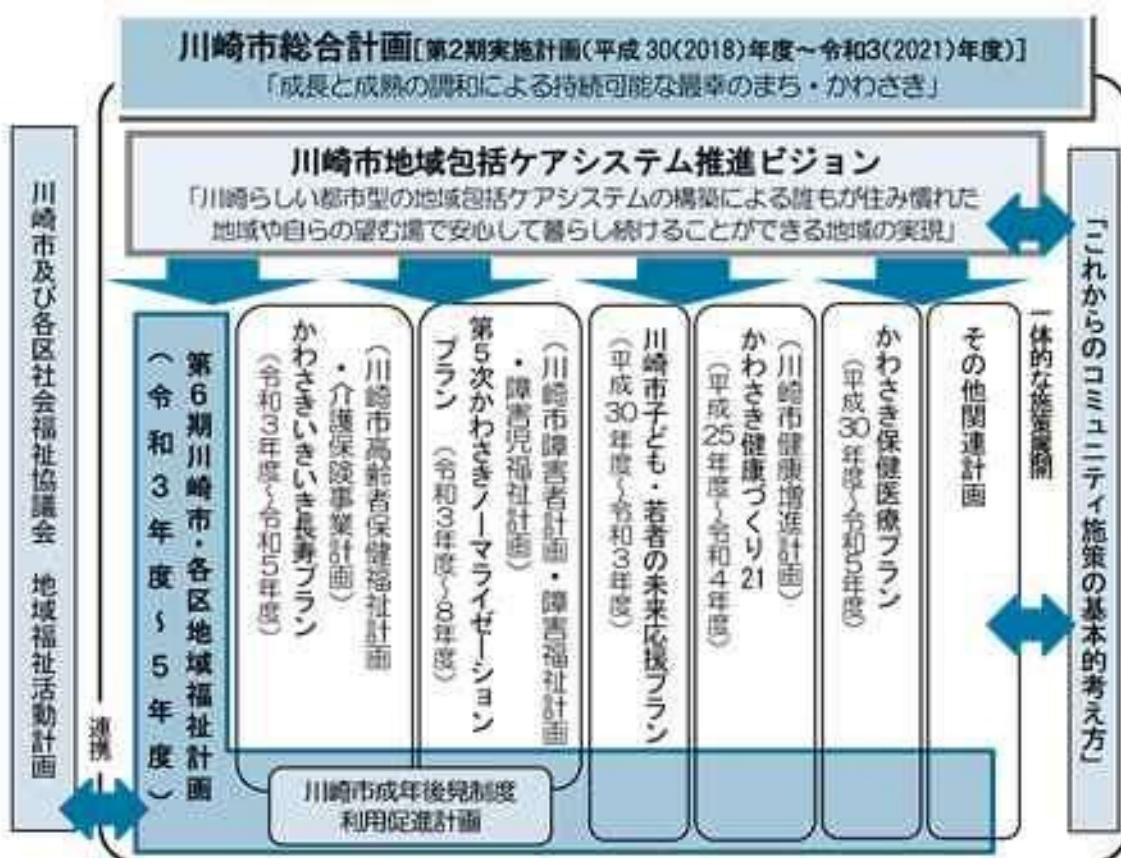
### (3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市こども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、川崎市成年後見制度利用促進計画については、本計画に位置付けています。

#### 【推進ビジョンと関連個別計画の関連性】



なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

## 4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

### 第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる　ふるさとづくり」  
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

### 第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる運動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種の連携を進めること
- 地域の主体的な取り組みをつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

## 5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

### （1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

### （2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

### (3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人（令和元年10月1日現在）ですが、令和7（2025）年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7（2025）年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7（2025）年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めいくことをめざしています。そのため、令和7（2025）年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和7（2025）年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

#### 【令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。</li> <li>○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。</li> <li>○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。</li> <li>○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。</li> <li>○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。</li> </ul>
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援に結びつかない人を地域の中で気にかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。</li> <li>○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。</li> <li>○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。</li> </ul>

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

## 6 第6期計画期間における施策の方向性

### (1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

#### 基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり  
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

#### 基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

**① 住民が主役の地域づくり**

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

**② 住民本位の福祉サービスの提供**

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

**③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり**

今日、災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に対応した取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

**④ 連携のとれた施策・活動の推進**

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

## (2) 計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、

「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を44圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開を目指して、圏域の設定のあり方を検討していきます。

### 【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和2年5月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（650） 小学校区（114校区）など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員・児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。</li> <li>・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。</li> <li>・P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など</li> </ul>
第2層	地域ケア圏域（44 圏域） 人口平均 約 35,000 人 中学校区（52 校区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。</li> <li>・地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。</li> </ul>
第1層	区域（7区） 人口 17万人～26万人程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。</li> </ul>
第0層	市域 人口 約 154 万人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。</li> </ul>

## 7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

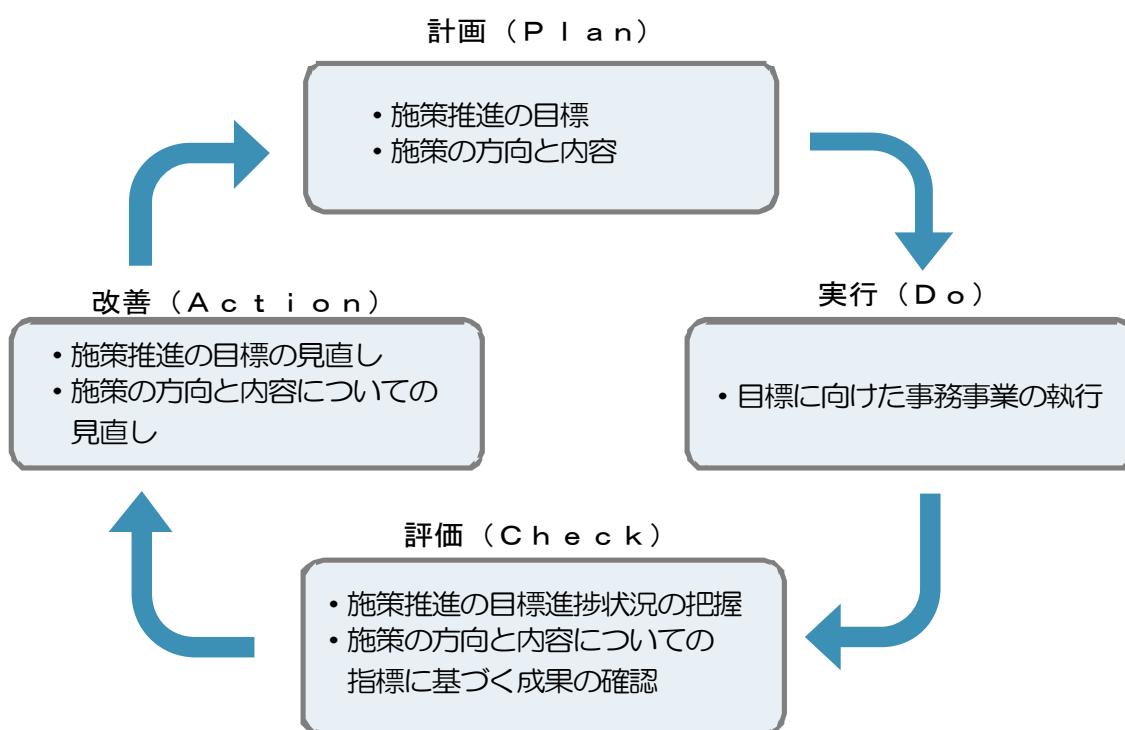
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に行なっており、主な取組を中心に行なう各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名稱となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行なっていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）につなげます。

### 【PDCAサイクル】



## 【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していくべきでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- \* 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるを得なくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に定期的に電話し、おしゃべりしながら近況を伺ったことで、見守りの機能としての「つながり」を保つことができた。
- \* テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。

これらの事例は、感染拡大防止への対応に摸索し始めた令和2（2020）年度中のものですが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

- ※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

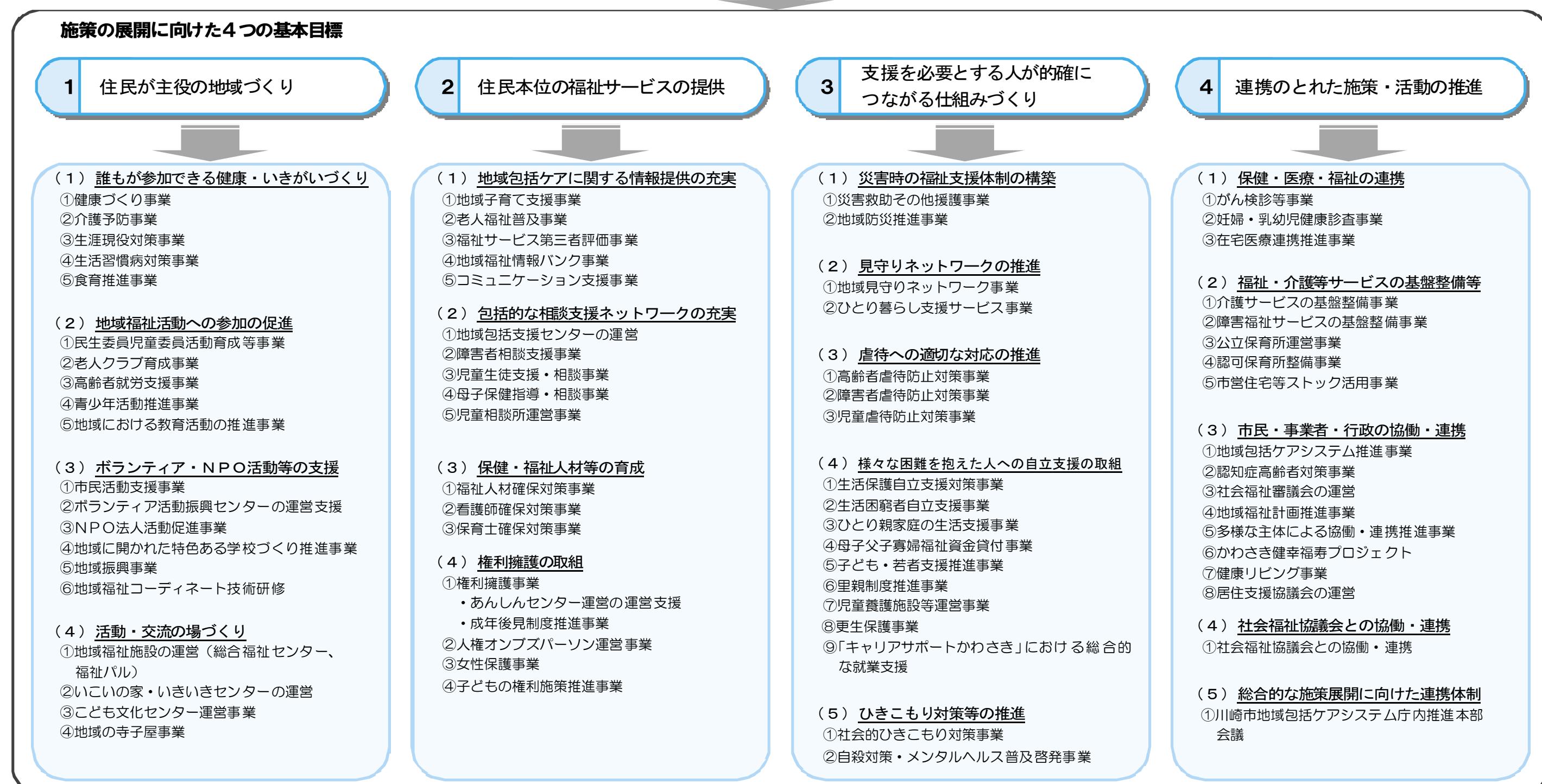


## 第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

### 第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

#### 基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり  
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～





**あさお福祉計画について**

# **第1章**



# 1 麻生区地域福祉計画について

## (1) 地域福祉計画とは

平成12（2000）年に「社会福祉法」が改正され、第107条に地域福祉の推進に関する事項を定める計画として、市町村地域福祉計画が位置づけられました。

麻生区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざし、平成15（2003）年度より第1期計画策定に向けた検討を開始し、これまで、第5期（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）計画までを推進してきました。

少子高齢化の進行、隣近所の関係の希薄化や新型コロナウイルス感染症の影響による、従来どおりの地域活動に対する制約などにより、地域では高齢者世帯や子育て家庭の孤立、心身の健康維持など、様々な生活上の課題を抱えています。

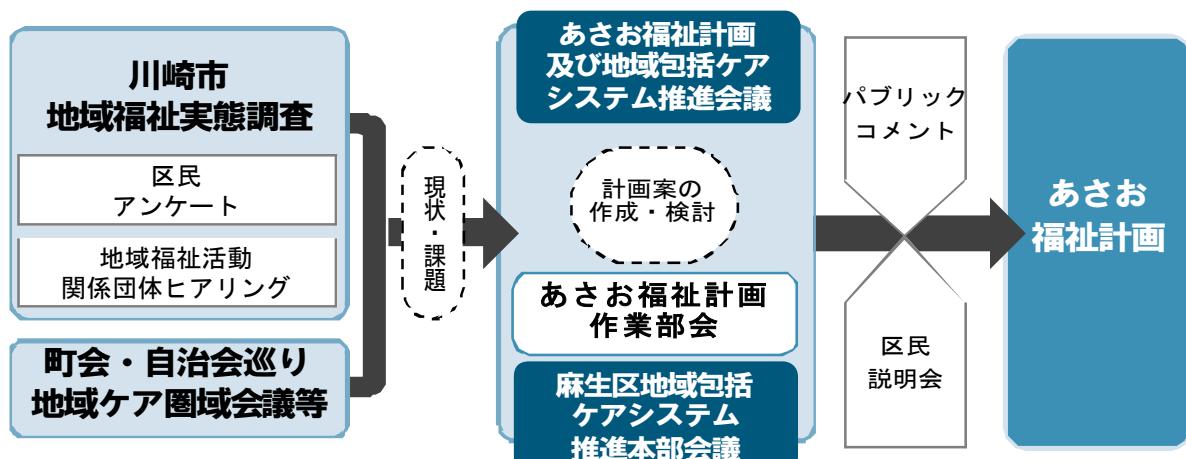
これらの課題は、区民一人ひとりの力だけで解決できるものばかりではありません。隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、保健福祉に関わる事業者、関係機関などが、課題解決に協働して取り組むことが、地域づくりのためには大切になります。

## (2) 計画策定の流れ

区民アンケートや地域福祉活動に携わる機関・団体ヒアリングによる「川崎市地域福祉実態調査」を実施し、また、区内の町会・自治会からの聞き取り調査や、地域の方と関係機関で地域課題について検討する「地域ケア圏域会議」等を行うことで、地域の現状や課題を明らかにしました。

その内容を踏まえて、区内の関係機関や地域包括ケアシステムに関連する部署等から構成される「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」で、地域福祉の推進に向けた基本理念や基本施策などについて意見聴取を行いました。府内では、「あさお福祉計画作業部会」において、具体的な取組などを検討した上で、「麻生区地域包括ケアシステム推進本部会議」にて計画全体の方向性を確認し、計画案を作成しました。

計画案は、パブリックコメントや区民説明会で公表し、そこで寄せられた区民の意見を踏まえた上で検討を経て、本計画が作成されました。



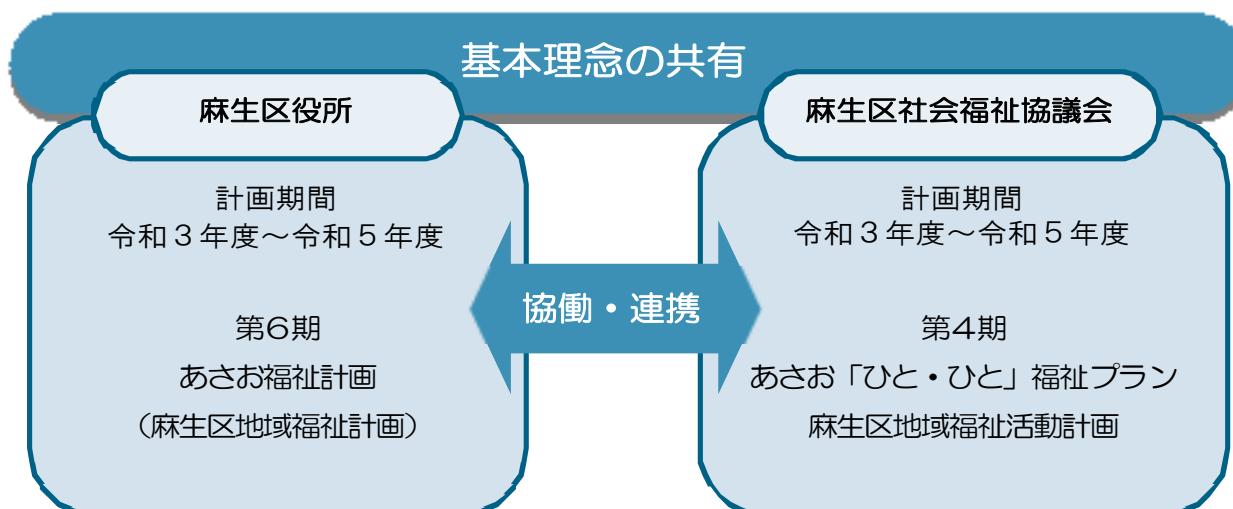
### (3) 麻生区社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に第109条に基づき設置された、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の社会活動を推進するための団体です。

都道府県、市区町村ごとに設置されており、麻生区社会福祉協議会は、区民の一番身近なところで活動する社会福祉協議会です。

また、各社会福祉協議会では、住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含む）等が集まり「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉を進める活動・行動の在り方を示しています。

第6期の麻生区地域福祉計画の策定にあたり、区と麻生区社会福祉協議会が計画策定年度を合わせて、基本理念を共有することで、相互の計画が補い合い、地域の課題解決や情報共有に取り組み、支え合いのまちづくりを進めています。



### (4) 麻生区地域福祉計画とコミュニティ施策との関係

麻生区では、川崎市がめざす、多様なつながりや居場所【まちのひろば】を創出し、幸福度が高く、誰もが認められる持続可能な都市型コミュニティをイメージした「希望のシナリオ」の実現に向けたコミュニティ施策における各取組と、麻生区地域福祉計画における各取組を、情報共有をしながら足並みを揃え推進していきます。

#### 「希望のシナリオ」とは

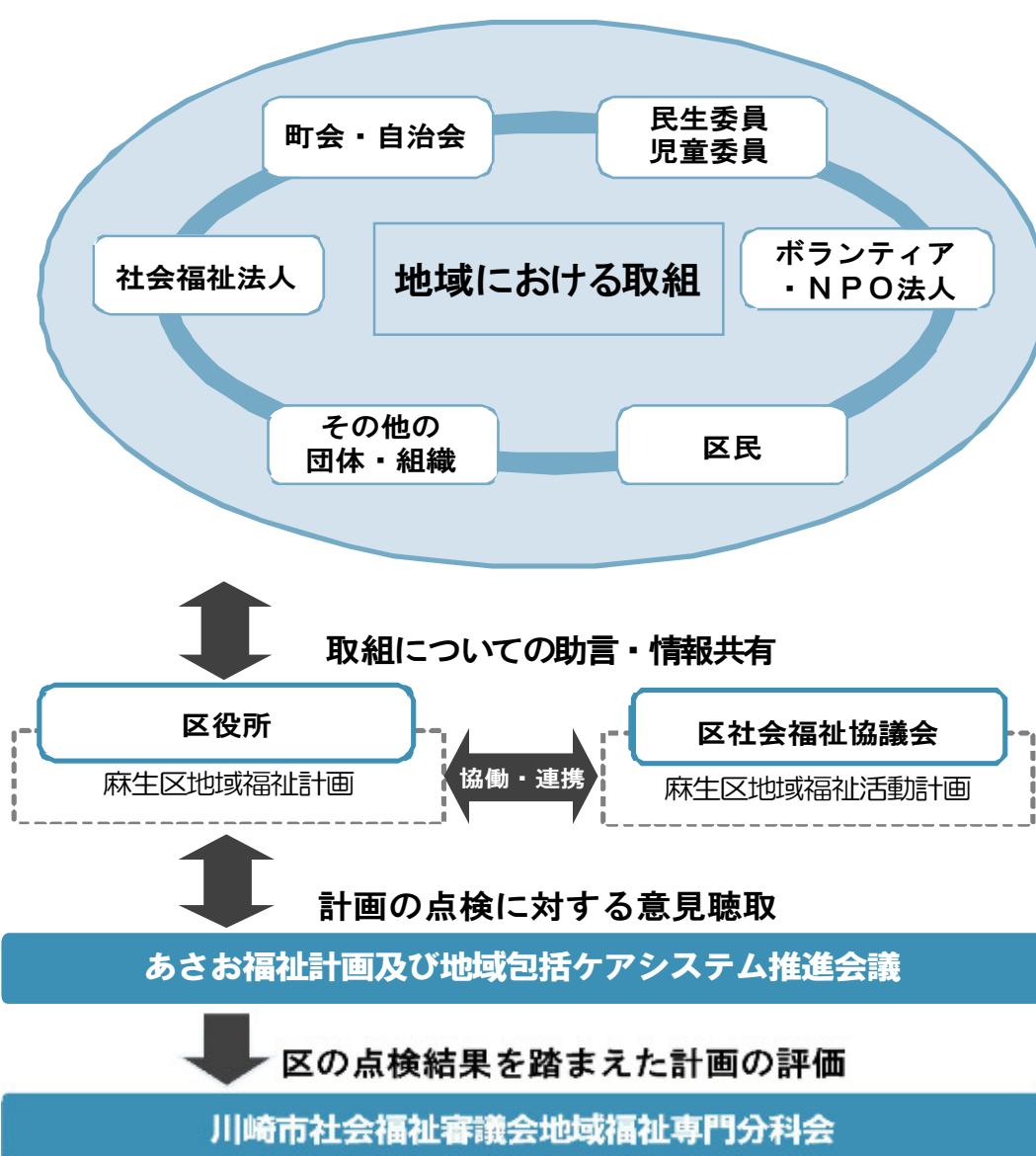
市民自治と多様な価値観を前提とし、様々な主体の出会いと相互作用によって、新たな価値を生み出しながら変化を促し、地域の課題をしなやかに乗り越え、その具体的な解決を導く「市民創発」へのパラダイムシフトにより、多様なつながりや居場所を創出しつつ、幸福度が高く誰もが認められる社会的包摂の進んだ持続可能な都市型コミュニティをめざすという将来像を「希望のシナリオ」として掲げ、各区の特性に応じた支援策を実施しています。

## 2 計画の推進にあたって

### (1) 計画の推進体制

本計画は、福祉、保健、医療、まちづくりなど、幅広い分野に関連していることから、府内の関連部署、及び地域の関係機関との連携のもと、新しい生活様式に対応した地域福祉の推進方法について模索し、総合的な取組を図っていくものです。

また、計画の進捗状況については、様々な地域福祉推進の協働者からなる「あさお福祉計画及び地域包括ケアシステム推進会議」により、点検・見直しについての意見聴取をしながら、全体的な進行管理を行い、その後、「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、区の点検結果を踏まえ、川崎市地域福祉計画と一体的に、地域福祉施策の評価等を行っていきます（18頁「第6期計画の実施状況の点検・見直し」参照）。



## (2) 地域福祉の担い手と役割

区民一人ひとりをはじめ、町会・自治会、民生委員児童委員、社会福祉法人、ボランティア・NPO法人、社会福祉協議会、その他関係団体、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手として、それぞれの役割を果たしながら支え合いの地域づくりを進めることができます。ここでは、代表的な担い手の役割について説明します。

### ① 区民一人ひとりの役割

地域社会はそこに住む区民が主体的に作り上げていくものだという意識を持ち、できることから積極的に地域活動に参加することが求められています。さらにその活動を地域全体に広げることで、地域のコミュニティが活性化され、支え合いの地域づくりの基盤となります。

### ② 町会・自治会の役割

地域福祉を推進する上での、小規模で身近な圏域として位置づけられます。区民の生活課題の解決に向けた日常的な活動を行い、また、地域の支え合い意識の向上に努める団体として、重要な役割が期待されています。

### ③ 民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員は、様々な生活上の問題を抱えた人たちが適切な支援や相談先につながるための、地域福祉の重要なパイプ役を担っており、町会・自治会との連携した活動も期待されます。

### ④ 社会福祉法人の役割

高齢者・障害者・子ども等の福祉に関する幅広い専門知識と物的・人的資源を持ち合わせている社会福祉法人は、その社会資源を活用し、地域と連携して公的な援助以外のサービス（インフォーマルサービス）に積極的に取り組むことが望まれます。

### ⑤ ボランティア・NPO法人の役割

自由な発想で区民のニーズにきめ細かく、迅速に対応することができる特徴を活かし、関係機関・団体と連携を図りながら地域福祉の推進に貢献していくことが望まれています。

### ⑥ 区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の役割

区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心を担う団体として、民間組織としての強みを活かし、行政と協働・連携しながら事業を展開していくことが求められています。

また、独立した任意団体である地区社会福祉協議会も、地域の多様なニーズに応じた活動を推進することが求められています。

### 3 麻生区の地域の特色

#### (1) 麻生区の概況

麻生区は昭和57（1982）年7月1日、川崎市の行政区再編によって、多摩区から分離し誕生しました。麻生の名の起りは、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を広く産した地であったことによると伝えられています。1214年（鎌倉時代）に王禅寺で発見されたといわれる「禅寺丸柿」は、「柿生」（かきお）の地名の由来にもなっており、区の木に選ばれています。

昭和2（1927）年に小田急線の柿生駅ができた後、昭和40（1965）年以降に開発が進められ、昭和49（1974）年に区の中心となる新百合ヶ丘駅が誕生しました。百合ヶ丘や新百合ヶ丘の地名の由来となった「ヤマユリ」は、後に区の花となりました。

現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区総合庁舎、文化センター、消防署があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館などからなる商業地域が形成されています。また、「昭和音楽大学」、「アートセンター」、「日本映画大学」など芸術関連施設も多く、芸術・文化の薫りあふれるまちとなっています。

一方、区内にはエレクトロニクスや先端技術の研究開発施設が集まる「マイコンシティ」などの産業資源、「川崎フロンターレ」の練習場など地域に密着したスポーツ資源、「王禅寺ふるさと公園」、大型農産物直売所「セレサモス」、「明治大学黒川農場」など豊かな自然・農業資源が多く存在します。これらの地域資源を活かしながら、地域と連携して住みやすいまちづくりをめざしています。



麻生区の花  
ヤマユリ



麻生区の木  
禅寺丸柿



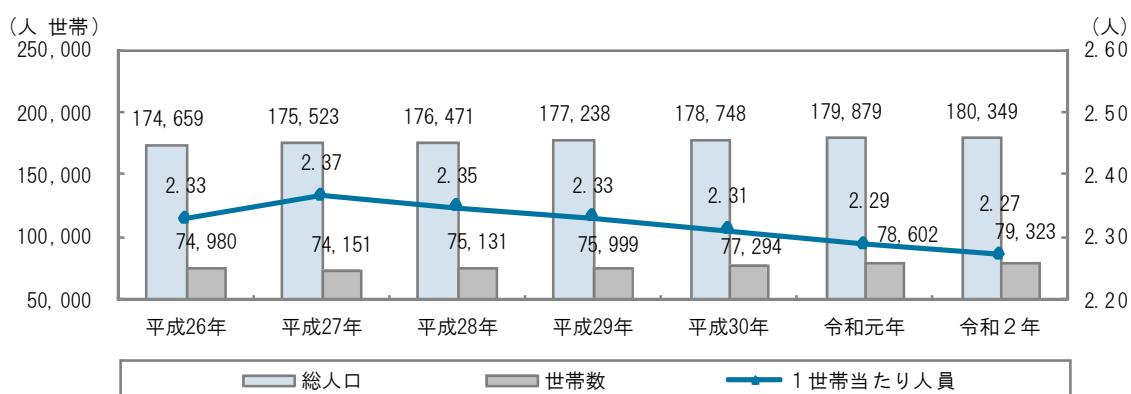
かきまるくん

## (2) 麻生区の現況

### ① 総人口と世帯数の推移 <総人口・世帯数は増加、1世帯当たり人員は減少>

麻生区の人口は、令和2（2020）年4月1日現在で180,349人となっており、平成26（2014）年から人口増加が続いている。一方、1世帯当たり人員は2.3人程度で推移していましたが、令和元年にはじめて2.3人を下回っています。

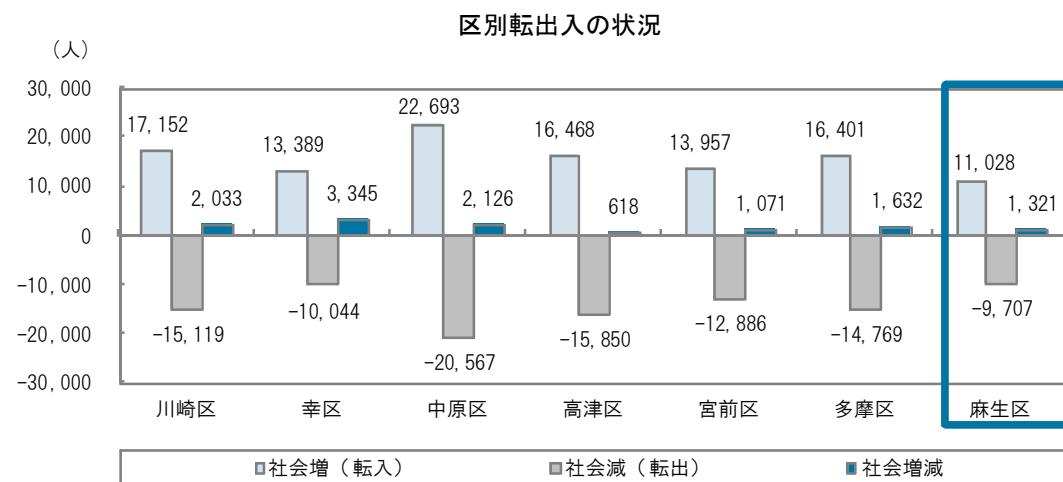
麻生区の総人口と世帯数の推移



資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）※令和2年は4月1日現在

### ② 人口動態 <社会増が社会減を上回る>

平成31（2019）年1月から令和元（2019）年12月の転出入の状況をみると、社会増（転入）が11,028人、社会減（転出）が9,707人あり、転入が1,321人上回っています。



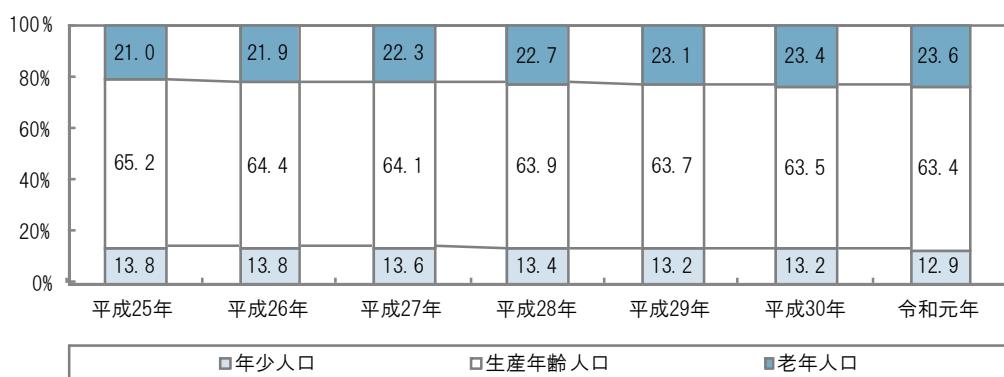
資料：川崎市の統計情報「川崎市の人口動態-令和元（2019）年-」（平成31（2019）年1月～令和元（2019）年12月の合計）

※社会増減…住民の社会増（転入）から社会減（転出）を差し引いた人数

### ③ 年齢3区分別人口の推移 <年少人口は減少、老人人口は増加>

麻生区の年齢3区分別人口の推移をみると、年少（14歳以下）人口は緩やかな減少が続いている一方、老年（65歳以上）人口は平成25（2013）年度から2.6ポイント上昇しており、引き続き高齢化の進行が続くことが予想されます。

麻生区の年齢3区分別人口構成

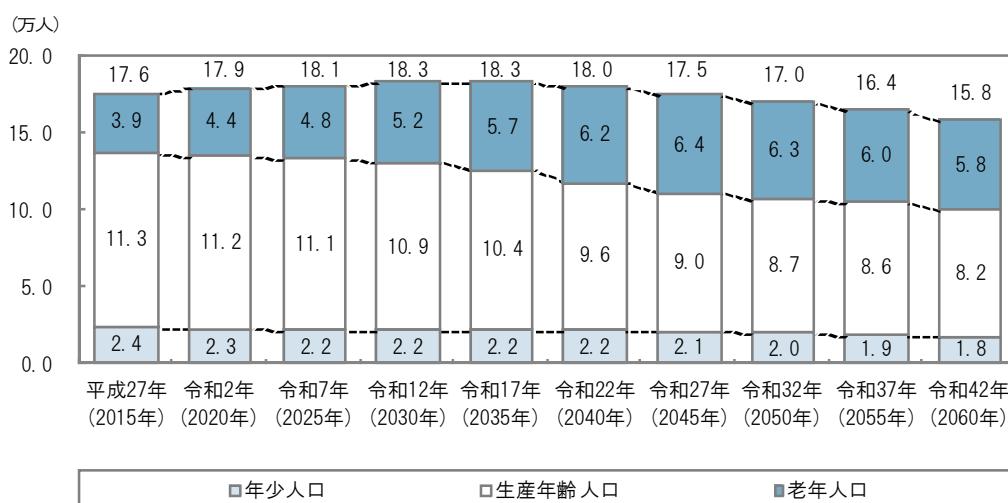


資料：川崎市の統計情報「川崎市年齢別人口」（各年10月1日現在）

### ④ 年齢3区分別将来人口推計 <老人人口の増加は2045年がピーク>

麻生区の年齢3区分別将来人口推計をみると、総人口は令和12（2030）年まで緩やかに増加するものの、生産年齢人口は減少が続き、老人人口は令和27（2045）年のピーク（64,000人）に向けて増加が続くと予想されています。

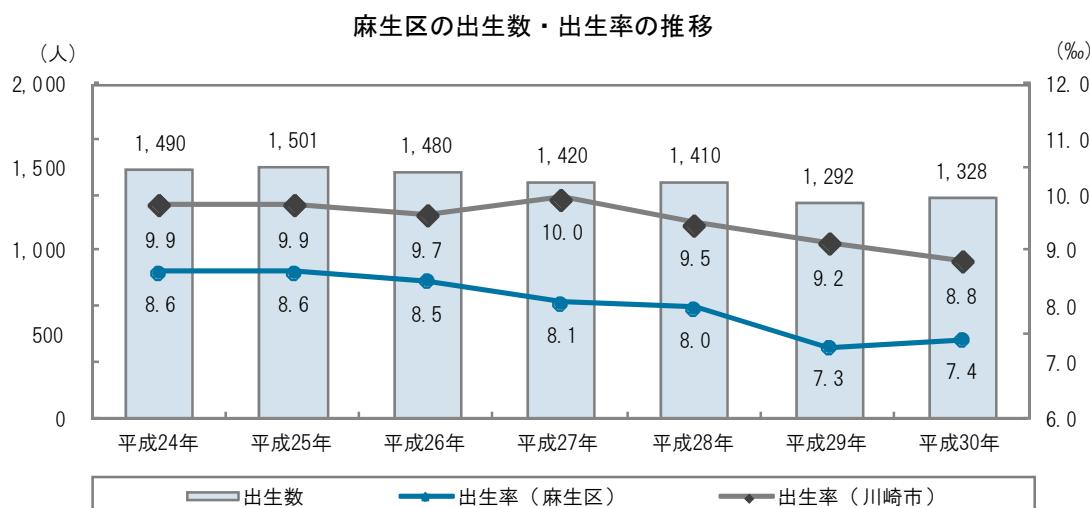
麻生区の年齢3区分別人口推計



資料：川崎市総務企画局「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」

## ⑤ 出生数・出生率の推移 <出生数・出生率ともに減少傾向>

麻生区の出生数は、平成25(2013)年から減少傾向となっています。平成30(2018)年の出生率は人口1,000人に対して7.4人であり、この数値は市内7区で最も少ないものです。

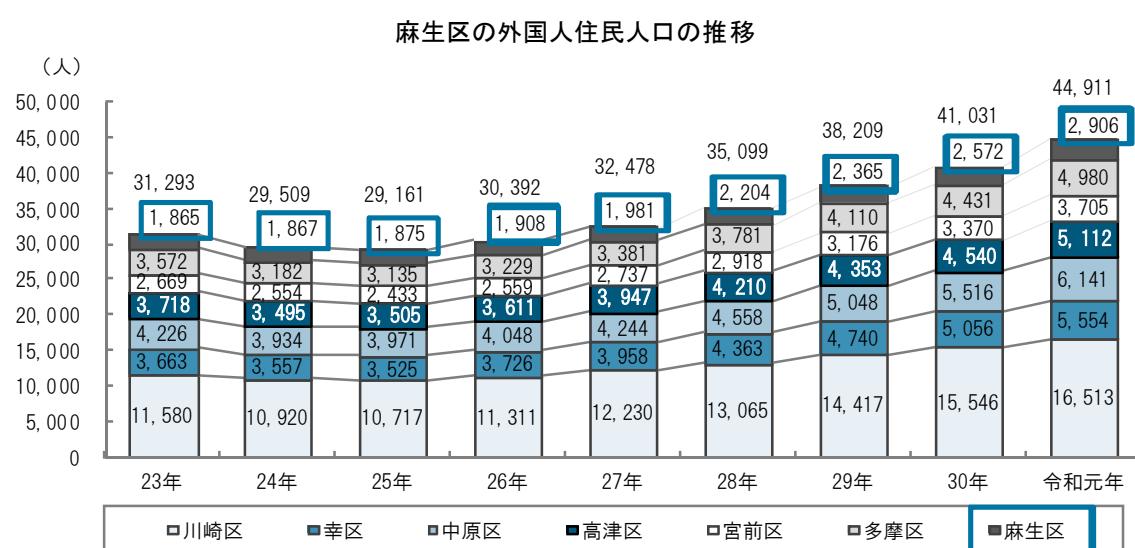


資料：川崎市統計書

## ⑥ 外国人住民人口の推移 <人口は増加傾向、市全体では最も少ない>

麻生区の外国人住民人口は、平成23(2011)年から増加しており、令和元(2019)年9月30日現在で2,906人となっています。

市全体では麻生区が最も少なく、市全体の6.5%となっています。



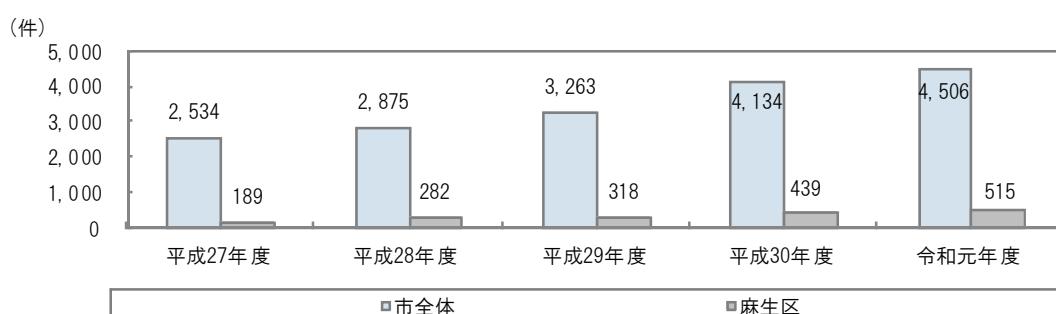
資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」(各年9月30日現在。平成23年までは外国人登録法による登録者数。平成24年以降は住民基本台帳の外国人住民の集計)

## ⑦ 児童虐待相談・通告の状況 <毎年増加の傾向>

令和元(2019)年度の児童虐待相談・通告件数(麻生区)は、515件となっており、平成27(2015)年度から増加傾向が続いています。

児童虐待相談・通告受付件数(児童相談所・区役所の合計)

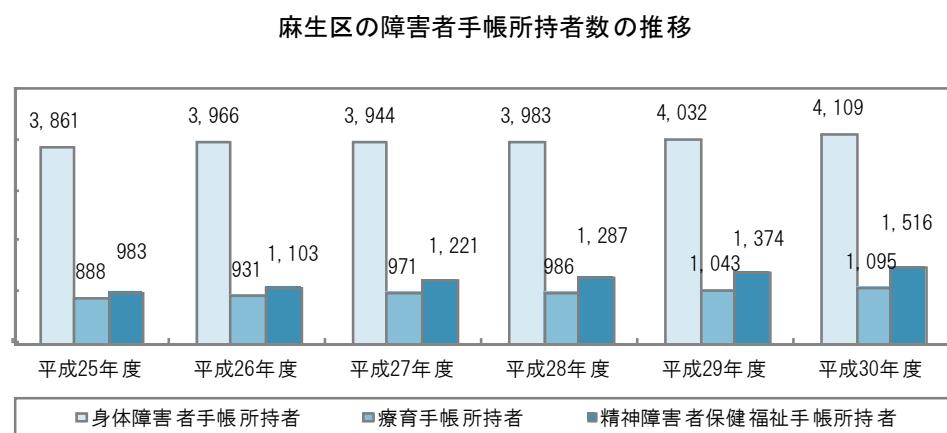
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	市全体
平成27年度	673	357	332	334	312	325	189	12	2,534
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134
令和元年度	1,031	525	524	670	700	513	515	28	4,506



資料：報道発表資料「令和元年度 川崎市における児童虐待相談・通告件数について」

## ⑧ 障害者手帳所持者数の推移 <ゆるやかに増加の傾向>

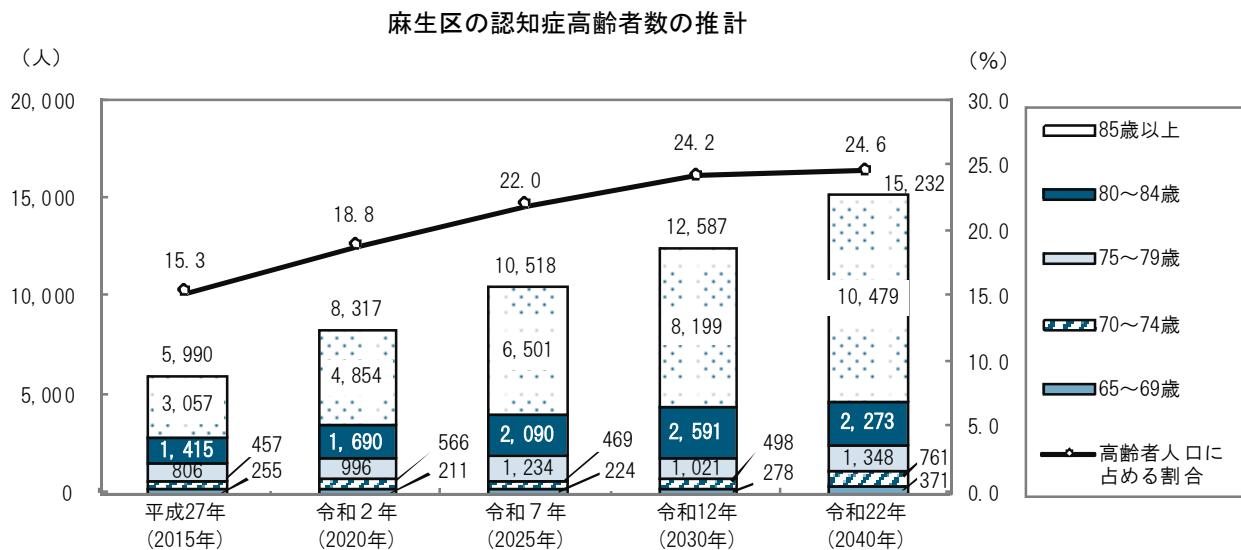
障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)所持者の数は、いずれも増加の傾向が見られます。



資料：川崎市統計書「障害者の概況」、川崎市健康福祉年報(各年度末現在)

### ⑨ 認知症高齢者数の推計 <今後も増加が継続する見込み>

麻生区の認知症高齢者数は今後増加を続け、令和22（2040）年には、1万5千人を超えると想定しています。

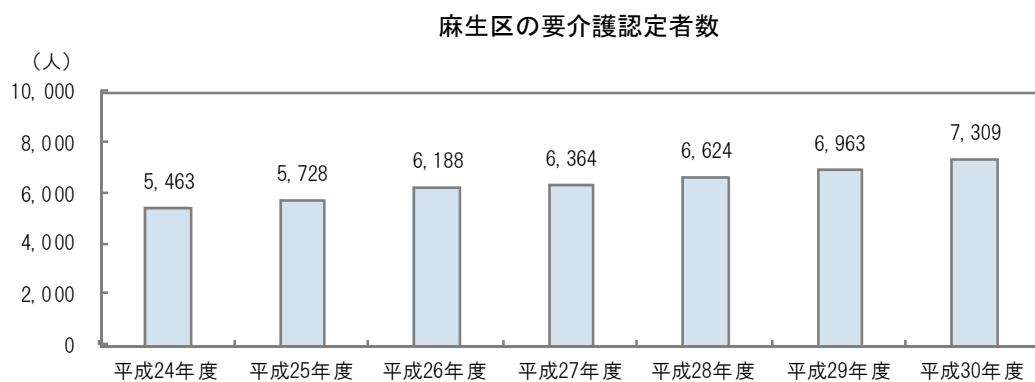


資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業　九州大学二宮教授）から作成。

※この推計は、平成27年国勢調査をベースに、本市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて算出したものです。認知症有病率に軽度認知障害（MC I）は含まれません。

### ⑩ 介護保険の利用状況 <認定者数は毎年増加の傾向>

介護保険要介護認定者数は、平成24（2012）年度以降増加を続け、平成30（2018）年度末現在は7,309人となっています。

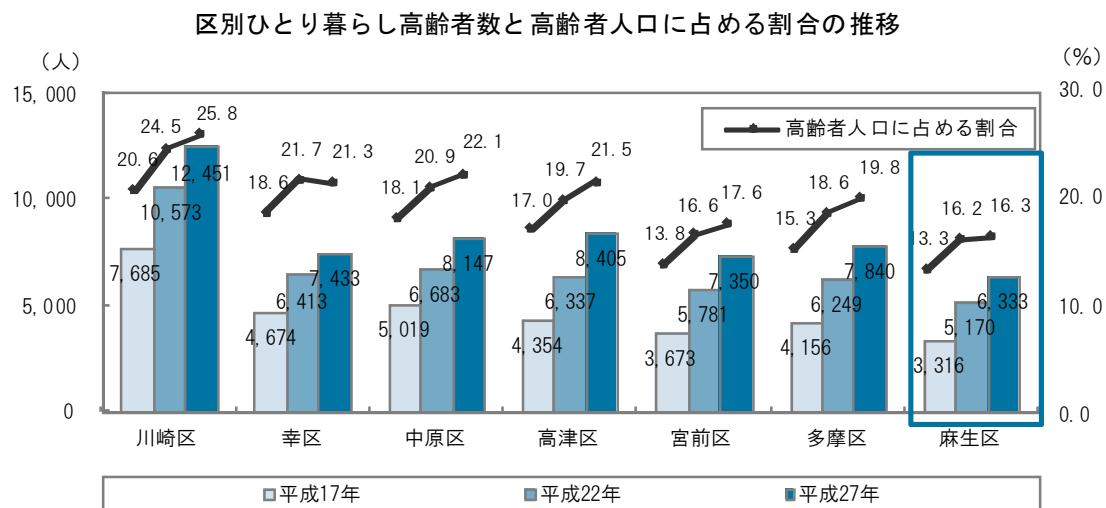


資料：川崎市統計書「介護保険の概況」（各年度末現在）

## ⑪ 区別ひとり暮らし高齢者数と高齢者人口に占める割合の推移

<ひとり暮らし高齢者は増加傾向>

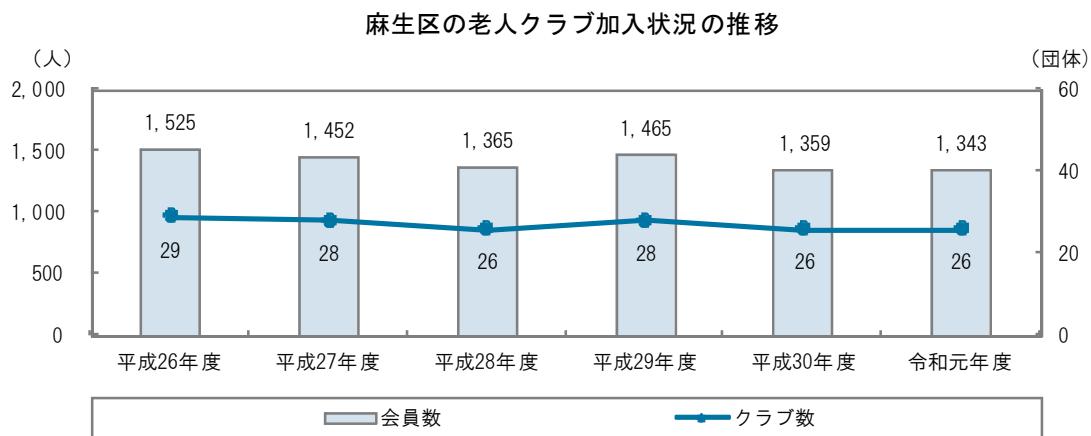
平成27(2015)年の国勢調査では、麻生区のひとり暮らし高齢者は6,000人を超え、高齢者の16.3%がひとり暮らしとなっています。



資料：国勢調査

## ⑫ 老人クラブの状況 <会員数・クラブ数ともに減少傾向>

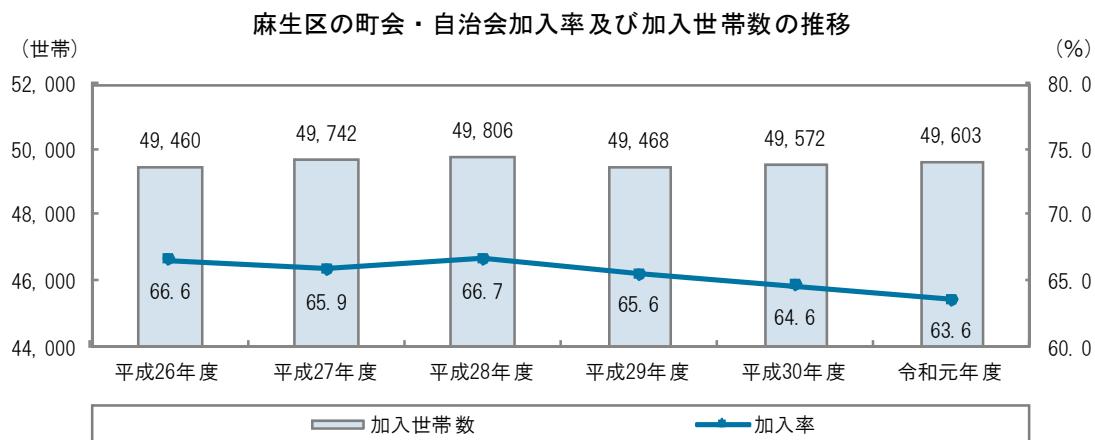
老人クラブの会員数は、平成29（2017）年度に増加したものの再び減少が続いている。クラブ数は、平成26（2014）年度の29団体から緩やかに減少しています。



資料：川崎市統計書「老人クラブの状況」(各年度4月1日現在)

### ⑬ 町会・自治会の加入率 <組織数は市内最多、加入率は減少傾向>

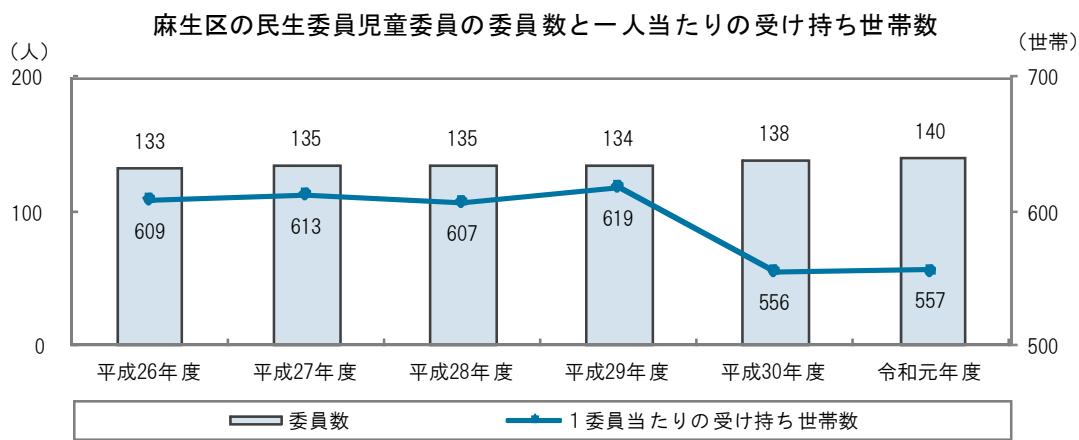
麻生区には令和元（2019）年度は、125の町会・自治会等の住民組織があり、市内7区で最も多くなっています。町会・自治会の加入率は平成26（2014）年度から横ばい傾向でしたが、平成29（2017）年度以降は減少傾向となっています。



資料：川崎市統計書「住民組織加入状況」（各年度4月1日現在）

### ⑭ 民生委員児童委員の状況 <受け持ち世帯数が市内で最も多い>

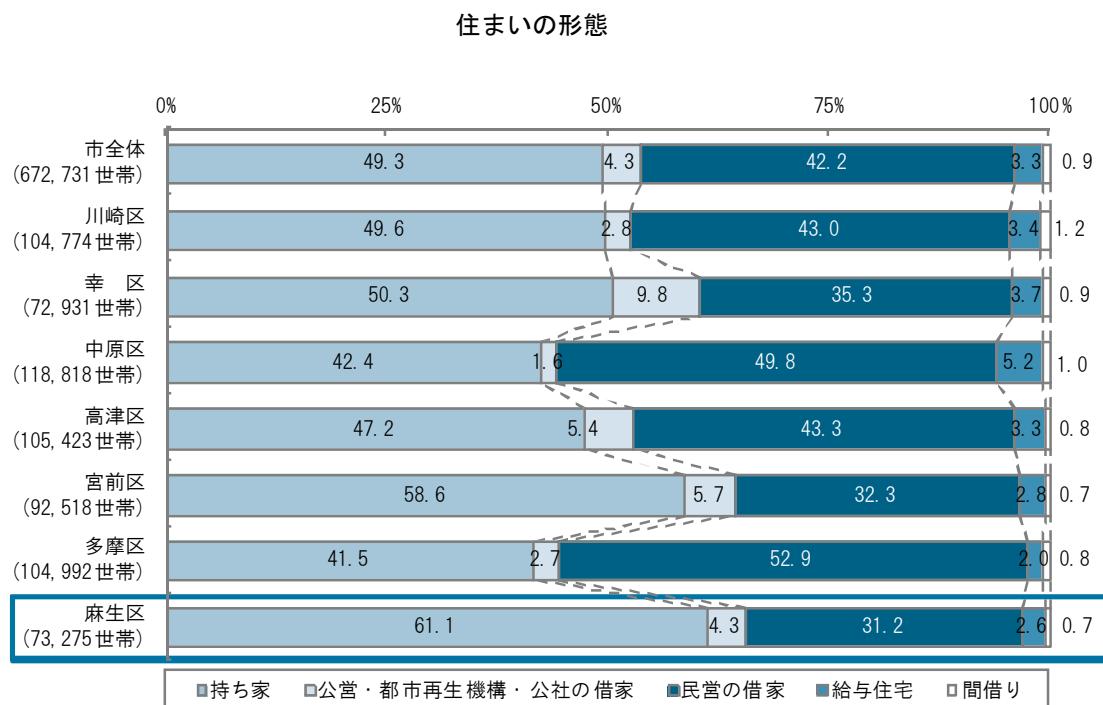
麻生区では、令和元（2019）年度の区内の民生委員児童委員は140人で、委員一人当たりの受け持ち世帯数は557世帯となっており、7区の中で最も多くの世帯を受け持っています。



資料：川崎市統計書「民生委員・児童委員数等の状況」（各年度4月1日現在）

## ⑯ 住まいの形態 <持ち家比率が市内で最も高い>

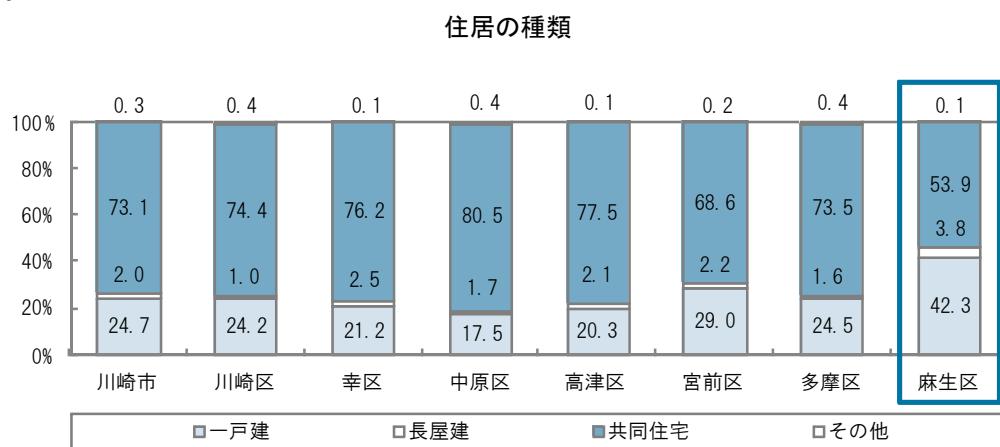
麻生区は、持ち家比率が市内で最も高く、61.1%となっています。



資料：川崎市統計書 総務省統計局平成25(2013)年住宅・土地統計調査(平成25(2013)年10月1日現在)

## ⑯ 住居の種類 <一戸建て住宅の比率が市内で最も高い>

麻生区は、市内7区で一戸建の住宅の割合が最も高く、区内の住宅の42.3%を占めています。



資料：川崎市統計書 総務省統計局 平成30(2018)年住宅・土地統計調査



## (3) 麻生区の地域福祉マップ

## 子ども関連

## こども文化センター

1	片平こども文化センター
2	麻生こども文化センター
3	千代ヶ丘こども文化センター
4	百合丘こども文化センター
5	東百合丘こども文化センター
6	岡上こども文化センター
7	柿生こども文化センター
8	白山こども文化センター
9	王禅寺こども文化センター
10	虹ヶ丘こども文化センター

## 地域子育て支援センター

1	トライアングル・ハグ
2	かたひら
3	かるがも
4	ちよがおか
5	ゆりの音(ね)
6	みなみゆりがおか
7	おかがみ
8	心あみいゆ柿生

## 高齢者関連

## 地域包括支援センター

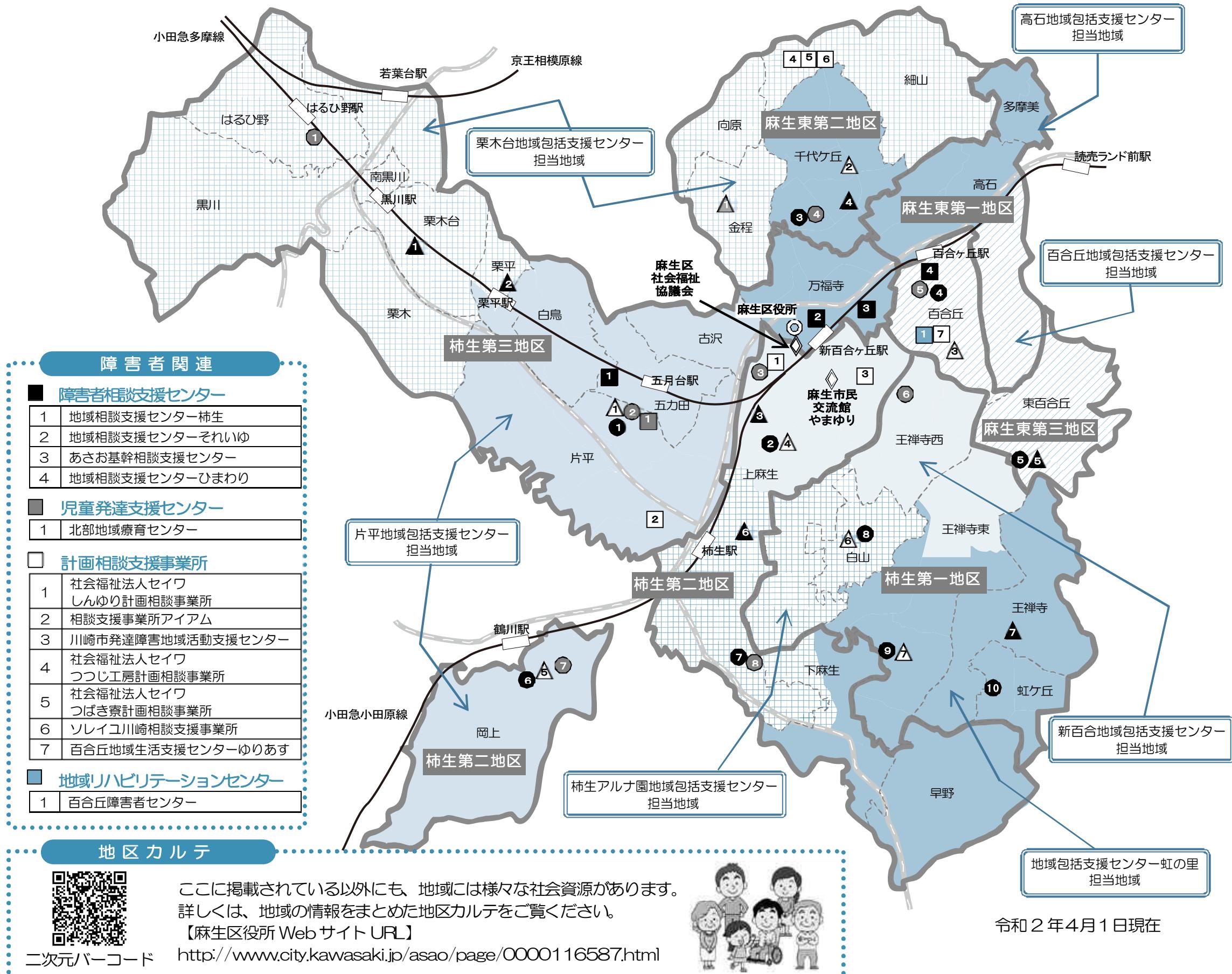
1	栗木台地域包括支援センター
2	片平地域包括支援センター
3	新百合地域包括支援センター
4	高石地域包括支援センター
5	百合丘地域包括支援センター
6	柿生アルナ園地域包括支援センター
7	地域包括支援センター虹の里

## いきいきセンター(老人福祉センター)

1	麻生いきいきセンター
---	------------

## いこいの家(老人いこいの家)

1	片平いこいの家
2	千代ヶ丘いこいの家
3	百合丘いこいの家
4	麻生いこいの家
5	岡上いこいの家
6	白山いこいの家
7	王禅寺いこいの家

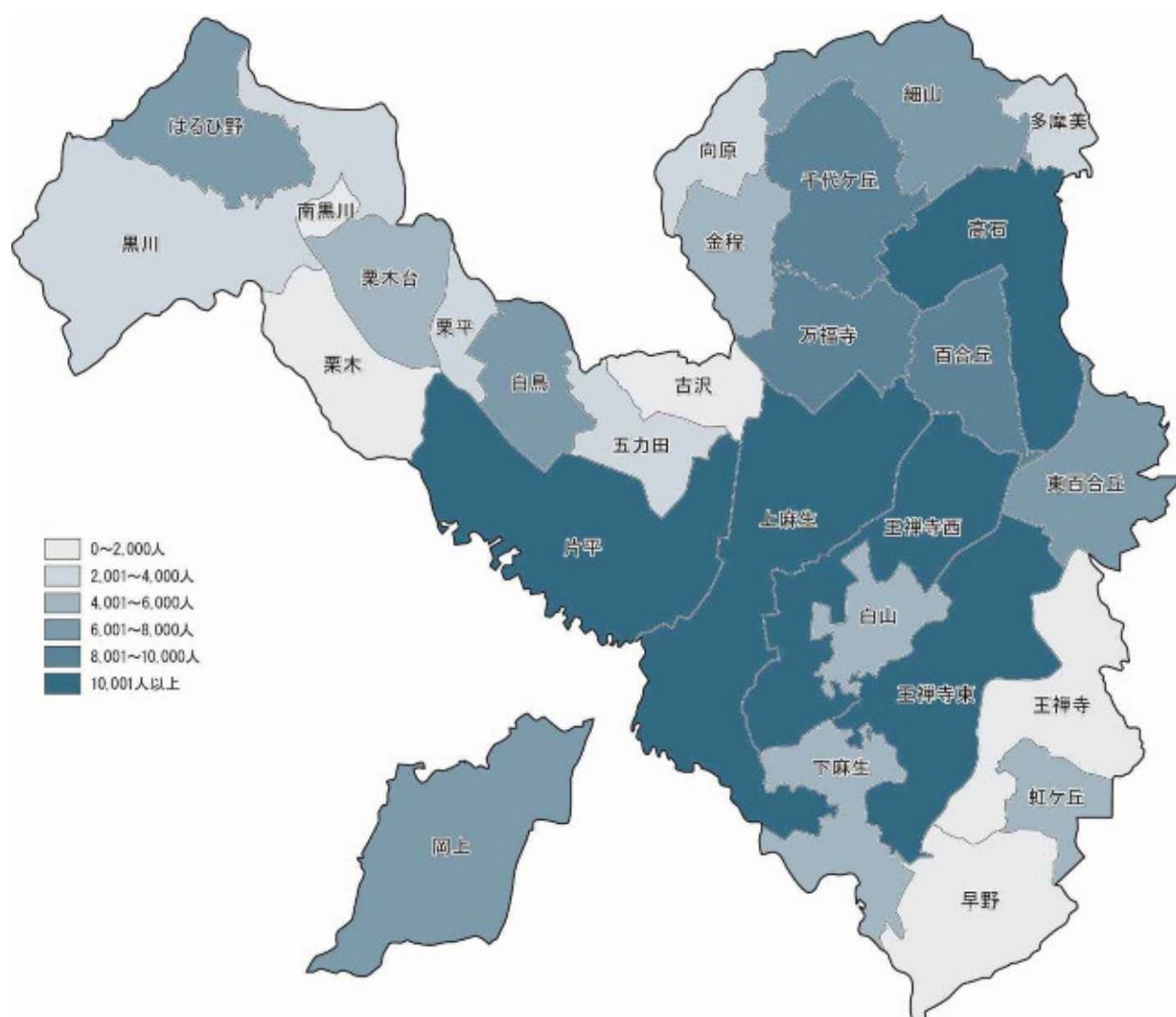


①町名別人口推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
麻生区	173,155	174,103	174,870	176,380	177,511	177,981
麻生東第一地区	17,899	17,829	18,051	18,188	18,308	18,372
高石1～6丁目	15,420	15,342	15,576	15,721	15,850	15,896
多摩美1・2丁目	2,479	2,487	2,475	2,467	2,458	2,476
麻生東第二地区	24,314	24,490	24,604	24,555	24,571	24,664
千代ヶ丘1～9丁目	9,258	9,268	9,234	9,224	9,243	9,270
金程1～4丁目	3,988	4,059	4,135	4,093	4,139	4,160
細山・細山1～8丁目	7,697	7,785	7,844	7,854	7,795	7,816
向原1～3丁目	3,371	3,378	3,391	3,384	3,394	3,418
麻生東第三地区	16,819	16,907	16,847	16,896	17,231	17,271
東百合丘1～4丁目	7,904	7,957	7,906	7,878	7,953	7,963
百合丘1～3丁目	8,915	8,950	8,941	9,018	9,278	9,308
柿生第一地区	32,576	32,681	32,667	32,747	32,659	32,637
王禅寺	840	850	854	865	865	849
王禅寺西1～8丁目	10,860	11,103	11,195	11,276	11,316	11,317
王禅寺東1～6丁目	10,694	10,758	10,748	10,842	10,802	10,776
虹ヶ丘1～3丁目	4,544	4,373	4,363	4,318	4,319	4,354
白山1～5丁目	5,638	5,597	5,507	5,446	5,357	5,341
柿生第二地区	32,089	32,172	32,319	32,769	32,899	32,989
岡上	6,552	6,545	6,605	6,675	6,762	6,764
上麻生・上麻生1～7丁目	18,953	19,095	19,214	19,600	19,695	19,790
下麻生・下麻生1～3丁目	5,902	5,830	5,811	5,812	5,772	5,776
早野	682	702	689	682	670	659
柿生第三地区	49,458	50,024	50,382	51,225	51,843	52,048
片平・片平1～8丁目	11,449	11,654	11,674	11,839	12,008	12,131
栗木・栗木1～3丁目	1,256	1,287	1,400	1,411	1,477	1,494
栗木台1～5丁目	4,430	4,471	4,558	4,674	4,733	4,703
栗平1～2丁目	2,767	2,760	2,612	2,654	2,782	2,874
黒川	3,061	3,148	3,182	3,253	3,338	3,349
五力田・五力田1～3丁目	3,072	3,064	3,078	3,154	3,144	3,130
白鳥1～4丁目	6,205	6,253	6,286	6,419	6,483	6,477
はるひ野1～5丁目	7,389	7,507	7,594	7,708	7,753	7,789
古沢	405	411	421	439	444	465
万福寺・万福寺1～6丁目	9,180	9,192	9,315	9,404	9,406	9,368
南黒川	244	277	262	270	275	268

資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)※令和2年は3月末日現在  
数値は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算したものである。

②麻生区総人口 分布図



資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」令和2年3月末日現在

## (4) 麻生区の町名別地区組織

町丁	主な町会・自治会	地域包括支援センター	地区民生委員児童委員協議会区分	地区社会福祉協議会区分
高石1～6丁目	高石町会、第二百合ヶ丘ハイツ自治会、読売ランド前ハイテンス自治会、ライオングーデン百合ヶ丘自治会、水暮町会、高石団地自治会、キャッスル百合ヶ丘管理組合、パークハイツ百合ヶ丘管理組合、ベルヴィーウ百合ヶ丘管理組合☆、西塔之越自治会、小田急分譲地自治会、コスモ百合ヶ丘パラシオ自治会☆、イトーヨーカドー百合ヶ丘ガーデンハイツ管理組合☆、多摩美町会	高石 (1～3丁目) 百合丘 (4～6丁目)	麻生東第一地区	麻生東地区
多摩美1・2丁目	多摩美町会（再掲）、四ツ葉町会、扶桑町会、若葉町会、内野町会、栗美台町会、多摩美みどり町会、多摩美こぶし町会	高石		
千代ヶ丘1～9丁目	有楽自治会、千代ヶ丘自治会、千代ヶ丘町会、千代ヶ丘中ノ間自治会、細山町会	高石	麻生東第二地区	麻生東地区
金程1～4丁目	金程富士見会、金程町会、クリーンウッドの環境を守る会	栗木台		
細山 細山1～8丁目	細山町会（再掲）、細山シャンボール町会、内野町会（再掲）、大成建設百合ヶ丘社宅自治会、三井細山自治会、コリー又細山自治会☆、多摩美町会（再掲）、千代ヶ丘中ノ間自治会（再掲）	栗木台	麻生東第三地区	麻生東地区
向原1～3丁目	向原町会	栗木台		
東百合丘1～4丁目	塔之越自治会、ラムズ自治会、サンライトヒルズ百合ヶ丘自治会、塔之越塙会、西塔之越自治会（再掲）、エスボフル東百合ヶ丘自治会、東百合ヶ丘若草自治会、餅坂自治会、東百合ヶ丘さくら町会、東百合ヶ丘町会、サニーハウス百合ヶ丘管理組合、リマスポート百合ヶ丘管理組合、東百合しおみ会、三井百合ヶ丘第二地区自治会、百合ヶ丘ヒルズ管理組合、百合ヶ丘ハイコート管理組合、青葉会☆、野村自治会、百合ヶ丘三丁目町会	百合丘	柿生第一地区	柿生地区
百合丘1～3丁目	百合丘一丁目町会、百合丘二丁目町会、市営サンラフレ百合ヶ丘自治会、サンラフレ百合ヶ丘自治会、百合丘三丁目町会（再掲）、百合ヶ丘みすき街自治会	百合丘		
王禅寺	王禅寺町内会	虹の里	柿生第一地区	柿生地区
王禅寺西1～8丁目	百合ヶ丘勤交会、弘法の松駅前会、中日本高速道路（株）百合ヶ丘社宅自治会、三井山百合会、百合ヶ丘ガーデンマンション管理組合☆、王禅寺みどり町会、日生百合ヶ丘自治会、吹込町内会、興人柿生自治会、日光台自治会、柿生美山台自治会、柿生新橋町会、市営真福寺住宅自治会、真福寺町内会、ザ・ガーデン麻生台自治会、麻生台団地自治会、山口台自治会、三井百合ヶ丘第三地区自治会	新百合 (1～4丁目) 柿生アルナ園 (5～8丁目)		
王禅寺東1～6丁目	三井百合ヶ丘第三地区自治会（再掲）、日生百合ヶ丘自治会（再掲）、真福寺町内会（再掲）、新百合ヶ丘自治会、王禅寺町内会（再掲）、新百合ヶ丘第5自治会、ゴールドヒルズ王禅寺自治会☆、王禅寺どんぐり山自治会☆、下麻生自治会	新百合 (1・2丁目) 虹の里 (3～6丁目)	柿生第二地区	柿生地区
虹ヶ丘1～3丁目	虹ヶ丘1丁目自治会、虹ヶ丘団地2丁目自治会、虹ヶ丘3丁目団地自治会、虹ヶ丘3丁目町内会	虹の里		
白山1～5丁目	さつき第2自治会、白山一丁目第1管理組合☆、白山けやき自治会、白山3丁目管理組合☆、グリーンタウン白山ボプラ自治会、新ゆりグリーンタウン白山四丁目第三管理組合☆、アカシア自治会☆、真福寺町内会（再掲）	柿生アルナ園	柿生第三地区	柿生地区
岡上	岡上町内会、岡上西町会	片平		
上麻生 上麻生1～7丁目	上麻生東町内会、新百合ヶ丘駅南町内会、百合ヶ丘勤交会（再掲）、マイシティ新ゆり町内会、新百合ヶ丘レガートフレイス管理組合、コンフォール新百合ヶ丘管理組合☆、山口台自治会（再掲）、柿生駅前町内会、サーブラス柿生自治会、柿生美山台自治会（再掲）、亀井自治会、コーポラティフハウス柿生管理組合、クレアガーデン麻生台自治会、下麻生自治会（再掲）	新百合 (1～4丁目) 柿生アルナ園 (上麻生、5～7丁目)	柿生第三地区	柿生地区
下麻生 下麻生1～3丁目	麻生台団地自治会（再掲）、下麻生自治会（再掲）、真福寺町内会（再掲）	柿生アルナ園 (1丁目) 虹の里(下麻生、2・3丁目)		
早野	早野町内会	虹の里	柿生第三地区	柿生地区
片平 片平1～8丁目	片平町内会、小田急さつき台自治会、北イトーヨーカドー自治会、さつき台自治会、ブランディア五月台管理組合☆	片平		
栗木 栗木1～3丁目 栗木台1～5丁目	栗木町内会、栗木台自治会、栗木台ハイム自治会	栗木台	柿生第三地区	柿生地区
栗平1・2丁目	栗平白鳥自治会、栗木町内会（再掲）、片平町内会（再掲）、栗木台自治会（再掲）	片平(1丁目) 栗木台(2丁目)		
黒川	黒川町内会	栗木台	柿生第三地区	柿生地区
五力田 五力田1～3丁目	五力田町内会、小田急さつき台自治会（再掲）、さつき台自治会（再掲）、バストラルハイム五月台管理組合☆、ブランディア五月台Ⅱ自治会☆	片平		
白鳥1～4丁目	栗平白鳥自治会（再掲）、片平町内会（再掲）、五力田町内会（再掲）	片平	柿生第三地区	柿生地区
はるひ野1～5丁目	はるひ野町内会、リーデンスクエアはるひ野管理組合☆	栗木台		
古沢	古沢町内会、コーポラティフハウス麻生管理組合☆	片平	柿生第三地区	柿生地区
万福寺 万福寺1～6丁目	万福寺町内会、緑ヶ丘自治会、新万福寺町内会	高石		
南黒川	黒川町内会（再掲）	栗木台		

☆：麻生区町会連合会に属していない町会・自治会（令和2（2020）年4月1日現在）

## (5) 地域ケア圏域ごとの概要

### ① 麻生東第一地区

#### 1) 地区の概況

【対象の町丁】

高石1～6丁目、多摩美1・2丁目

【面積】

1.39 平方キロメートル

【地理的特徴】

麻生区の北東部に位置し多摩区と隣接しています。

多摩美特別緑地保全地区をはじめ、自然が多く残る地域です。



【交通】

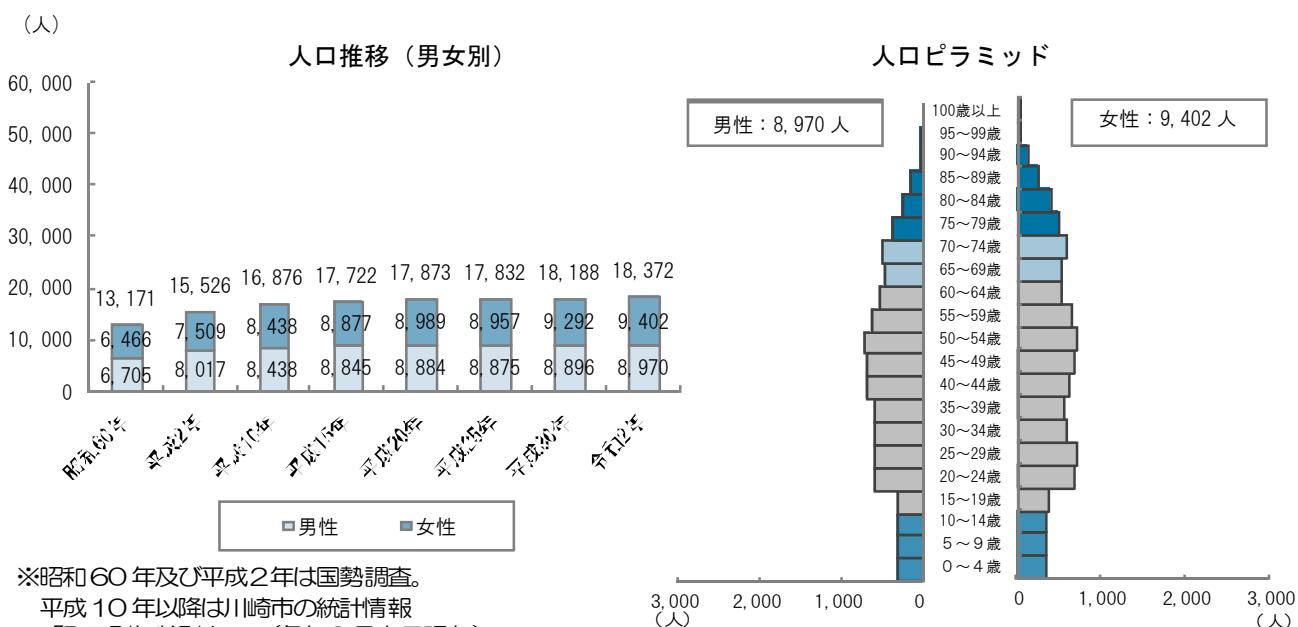
小田急小田原線 百合ヶ丘駅、読売ランド前駅

#### 2) 地区の統計データ 資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

<総人口及び年齢3区分別人口>

総人口	18,372人	世帯数	9,318世帯
年少人口（0～14歳）	1,972人	年少人口割合	10.7%
生産年齢人口（15～64歳）	12,114人	生産年齢人口割合	65.9%
老人人口（65歳以上）	4,286人	高齢化率	23.3%

<人口の推移と人口構成>



## 3) 地区の地図



～麻生東第一地区 民生委員・児童委員協議会の皆さんに聞きました～

緑豊かな麻生東第一地区は、コンパクトな地域ながら4つのお寺（妙延寺、潮音寺、法雲寺、匡真寺）と神社（高石神社）があります。それぞれに由緒があり、地域の大切な資源になっています。

地域では、主任児童委員が中心となって「子育てサロンぴよぴよ」を開催すると同時に、小学校、中学校と連絡を取りながら見守り活動をしている他、多摩美町会では、パトロールを兼ねた夜回りをしています。

山坂が多く、自然とたくさん歩く生活になるために、高齢者がとても元気で、「多摩美コロバネーゼの会」、「なでしこの会」の活動なども盛んです。

そして、地域にデイサービスやショートステイ等介護関係の施設があり、高齢者に対するサービスを手厚く行っているので、地域で安心して生活することができます。

## ②麻生東第二地区

### 1) 地区の概況

#### 【対象の町丁】

千代ヶ丘1～9丁目、金程1～4丁目、  
細山、細山1～8丁目、向原1～3丁目



#### 【面積】

4.29 平方キロメートル

#### 【地理的特徴】

麻生区の北部に位置し、稲城市と隣接しています。  
高台から斜面上に広がる、落ち着いた住宅街です。

#### 【交 通】

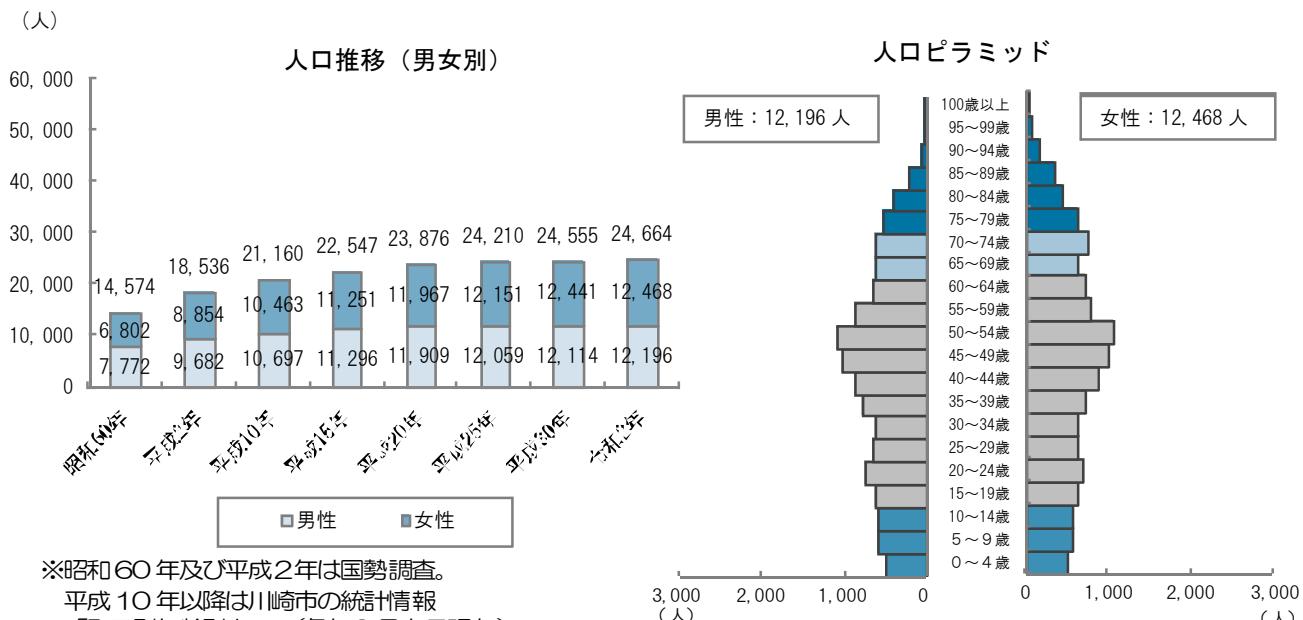
小田急小田原線 新百合ヶ丘駅、百合ヶ丘駅、読売ランド前駅

## 2) 地区の統計データ 資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

### <総人口及び年齢3区分別人口>

総人口	24,664人	世帯数	10,638世帯
年少人口（0～14歳）	3,311人	年少人口割合	13.4%
生産年齢人口（15～64歳）	15,825人	生産年齢人口割合	64.2%
老人人口（65歳以上）	5,528人	高齢化率	22.4%

### <人口の推移と人口構成>



\*昭和60年及び平成2年は国勢調査。

平成10年以後は川崎市の統計情報  
「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)。

\*令和2年は3月末現在

## 3) 地区の地図



～麻生東第二地区 民生委員・児童委員協議会の皆さんに聞きました～

麻生東第二地区は自然が豊かで、公園や緑地も多く、丹沢や三浦半島までを一望できる標高135メートル近い高台の地域があるのも特徴です。庭の手入れが行き届いた住宅も多く、四季折々の景色が楽しめ、早朝や深夜もウォーキングしている人が見られます。パトロール活動やごみ拾いをボランティアで行うなど、住民の取組で地域が保たれています。

また、川崎授産学園やソレイユ川崎の施設があり、地域と良い関係を築いています。

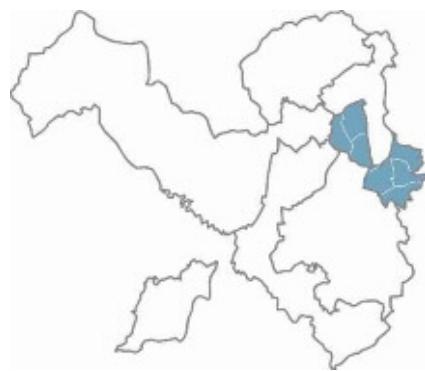
歴史ある神社（細山神明社）を中心としたお祭りがあり、地域で熱心に取り組んでいます。細山のコミュニティの中心となっている細山会館では、認知症予防を目的とした「ほそやまカフェ」が開催されるようになり、また、金程富士見会ではコミュニティカフェや要援護者の把握、見守り活動、そして積極的な挨拶運動も行っています。

### ③麻生東第三地区

#### 1) 地区の概況

【対象の町丁】

東百合丘1～4丁目、百合丘1～3丁目



【面積】

4.29 平方キロメートル

【地理的特徴】

麻生区の東部に位置し多摩区と隣接しています。

急な坂が多いもののバス便が多く、静かな住宅街です。

【交 通】

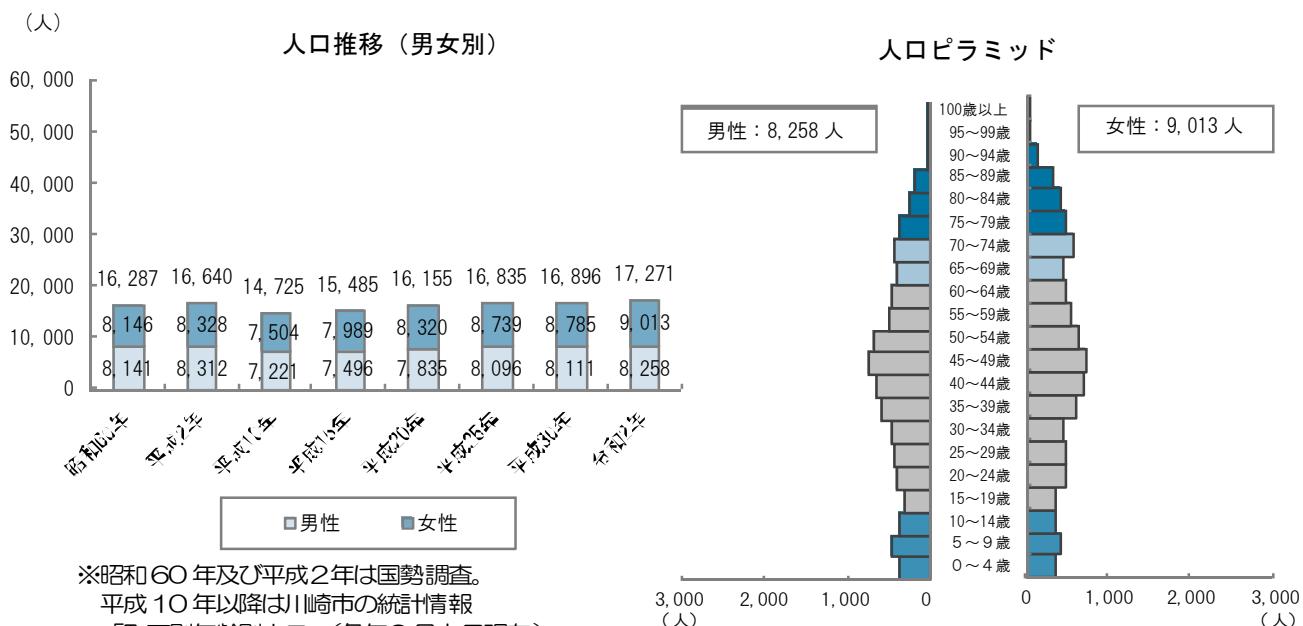
小田急小田原線 新百合ヶ丘駅、百合ヶ丘駅

#### 2) 地区の統計データ 資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

<総人口及び年齢3区分別人口>

総人口	17,271人	世帯数	8,334世帯
年少人口（0～14歳）	2,334人	年少人口割合	13.5%
生産年齢人口（15～64歳）	10,746人	生産年齢人口割合	62.2%
老人人口（65歳以上）	4,191人	高齢化率	24.3%

<人口の推移と人口構成>



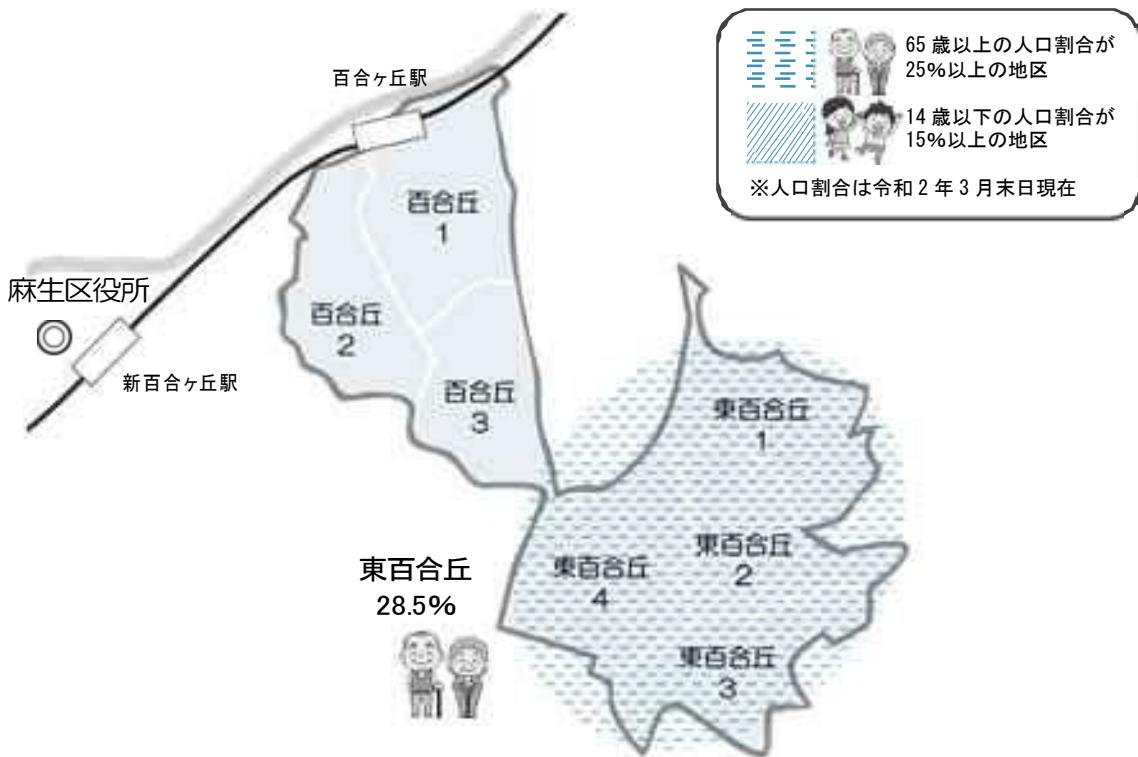
※昭和60年及び平成2年は国勢調査。

平成10年以降は川崎市の統計情報

「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)。

※令和2年は3月末現在

## 3) 地区の地図



～麻生東第三地区 民生委員・児童委員協議会の皆さんに聞きました～

麻生東第三地区では、百合ヶ丘地域包括支援センターが近くにあるため、情報交換・共有がしやすいという安心感があります。

他にも、福祉イベントを開催している田園調布学園大学や百合ヶ丘いこいの家も、大切な地域資源です。

百合ヶ丘第2公園など、環境の整った公園が多いことも魅力の一つで、地域を守る美化ボランティアさんが多くいて管理をしてくれています。毎朝ラジオ体操が行われたり、イベントの開催や子ども達が集う場になったりと、こうした公園は地域の憩いの場になっています。

食事づくりのボランティア団体(ながら会百合ヶ丘、ながら会東百合ヶ丘)が主体となっている、配食サービス・会食会では、付き添いやお弁当のお届けなどを民生委員が支援することで、見守り対象者の近況や安否確認をしています。また、三井百合ヶ丘第二地区自治会では見守り活動が立ち上がり、百合ヶ丘三丁目町会では、災害に備えて班単位の緊急連絡名簿を作成しており、地域の支え合いの仕組みづくりも盛んに進行中です。

#### ④柿生第一地区

##### 1) 地区の概況

【対象の町丁】

王禅寺、王禅寺西1～8丁目、王禅寺東1～6丁目  
虹ヶ丘1～3丁目、白山1～5丁目



【面積】

4.29 平方キロメートル

【地理的特徴】

麻生区の南東部に位置し横浜市青葉区と隣接しています。

虹ヶ丘や白山には大規模な集合住宅地があり、王禅寺には区画整理された住宅街などがあります。

【交 通】

小田急小田原線 新百合ヶ丘駅、柿生駅

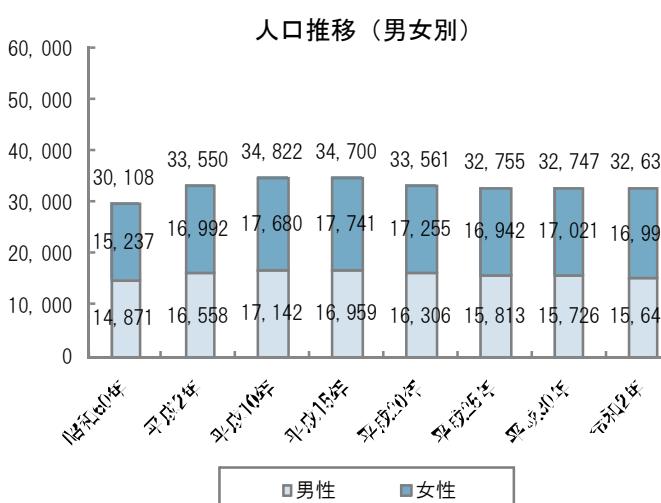
##### 2) 地区の統計データ 資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

<総人口及び年齢3区分別人口>

総人口	32,637人	世帯数	15,028世帯
年少人口（0～14歳）	3,384人	年少人口割合	10.4%
生産年齢人口（15～64歳）	18,040人	生産年齢人口割合	55.3%
老人人口（65歳以上）	11,213人	高齢化率	34.4%

(人)

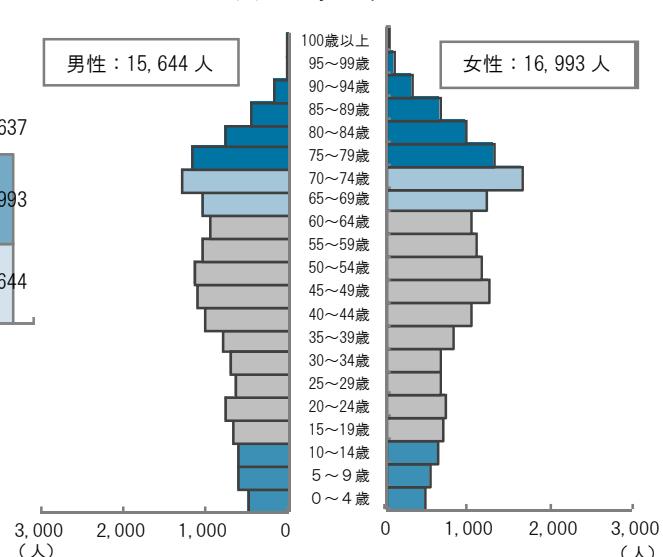
<人口の推移と人口構成>



男性 : 15,644 人

女性 : 16,993 人

人口ピラミッド



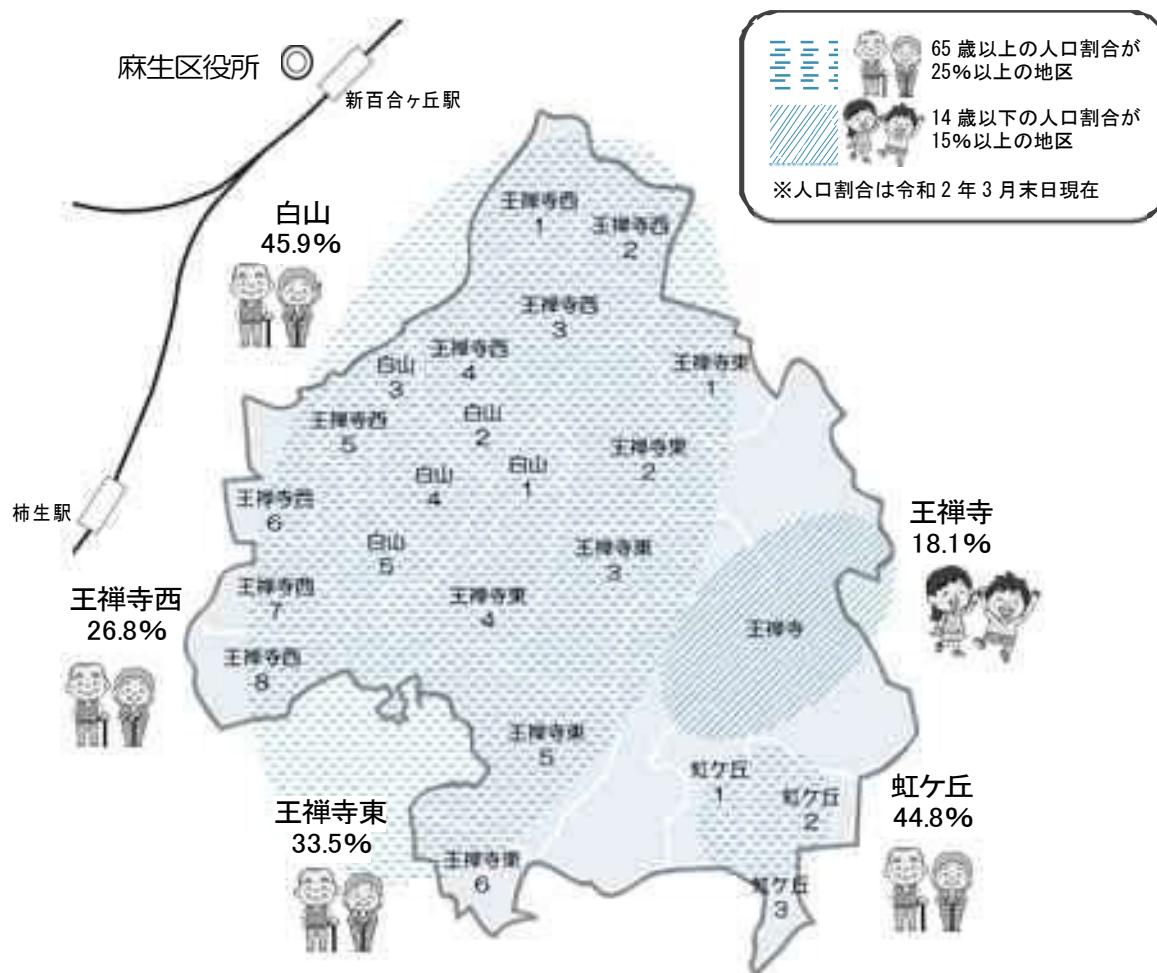
\*昭和60年及び平成2年は国勢調査。

平成10年以降は川崎市の統計情報

「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)。

\*令和2年は3月末現在

## 3) 地区の地図



～柿生第一地区 民生委員・児童委員協議会の皆さんに聞きました～

柿生第一地区の代表的な資源としては、王禅寺というお寺が挙げられます。ここは、柿生の地名の由来とも言われている禅寺丸柿の原木が境内に保存されていることで有名です。

また、川崎市政60周年を記念して計画され、水と緑をテーマとして作られた王禅寺ふるさと公園という大きな公園があり、地域住民の憩いの場となっています。

地域では、防災に力を入れており、近隣5町会（王禅寺町内会、新百合ヶ丘自治会、新百合ヶ丘第5自治会、三井山百合会、三井百合ヶ丘第三地区自治会）が合同で炊き出しや防災訓練を行っています。

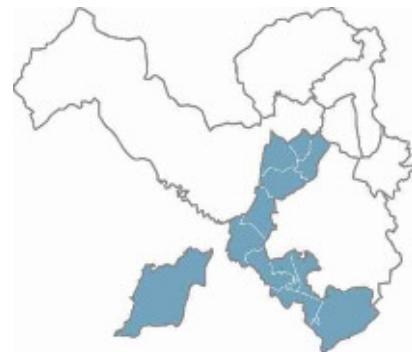
他にも、白山グリーンタウンには住人の困り事を1時間100円で解決してくれる、「お助け隊」という存在があり、地域を支えてくれています。

## ⑤柿生第二地区

### 1) 地区の概況

#### 【対象の町丁】

岡上、上麻生、上麻生1～7丁目、下麻生、  
下麻生1～3丁目、早野



#### 【面 積】

5.21 平方キロメートル

#### 【地理的特徴】

麻生区中央～南部に位置し、町田市・横浜市に囲まれた飛地があります。

区の中心地となる商業エリアの他、郊外には、特別緑地保全地区も点在する緑豊かな環境です。

#### 【交 通】

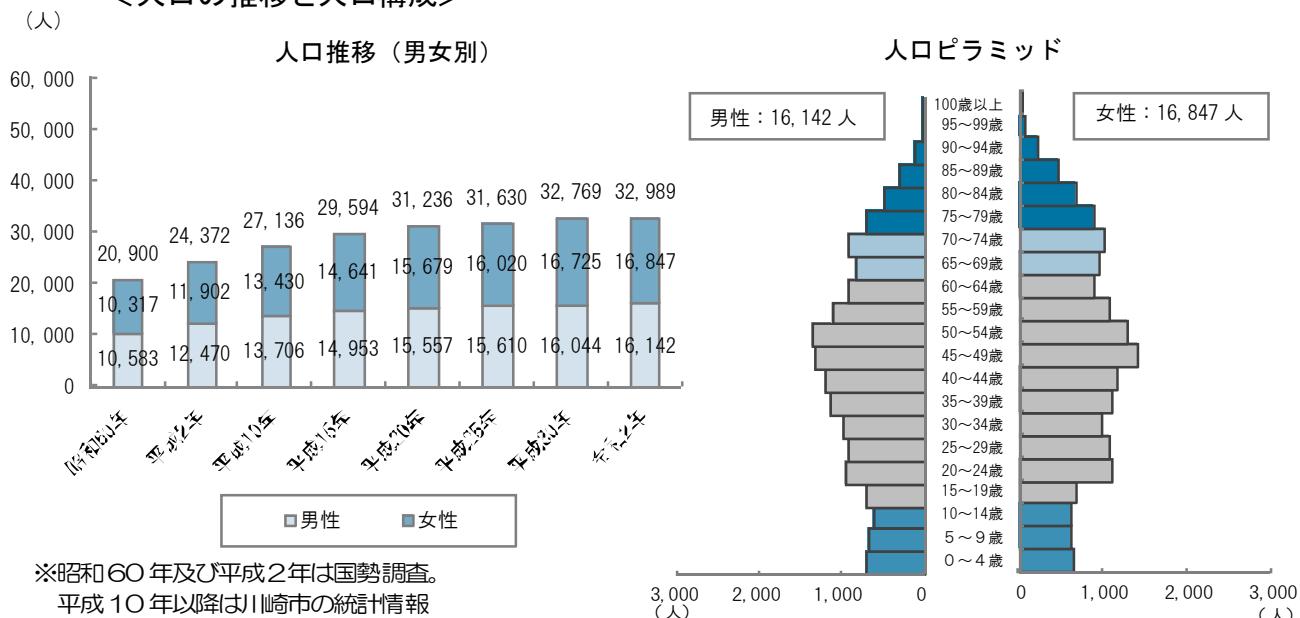
小田急小田原線 新百合ヶ丘駅、柿生駅、鶴川駅

### 2) 地区の統計データ 資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

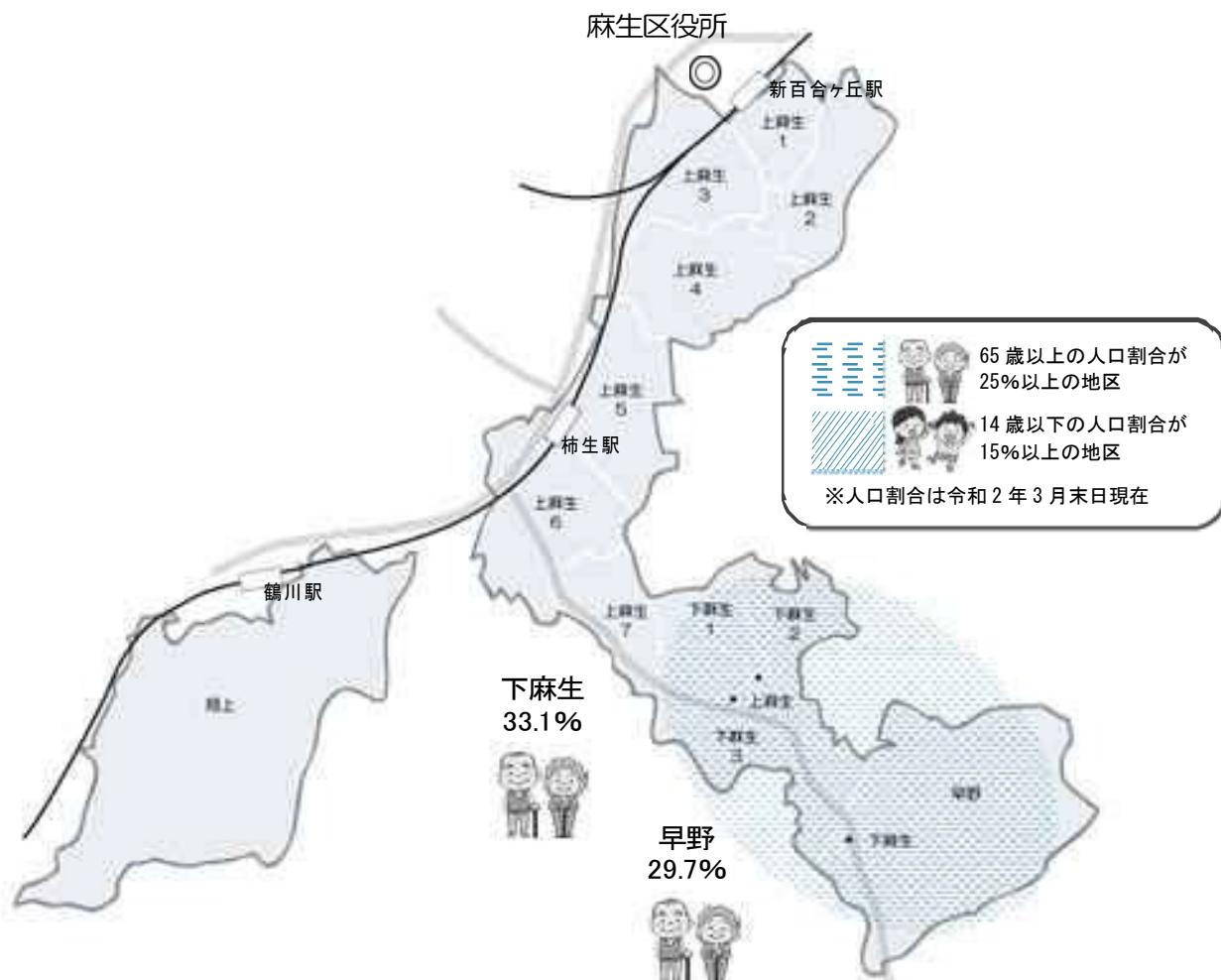
#### <総人口及び年齢3区分別人口>

総人口	32,989人	世帯数	15,855世帯
年少人口（0～14歳）	3,906人	年少人口割合	11.8%
生産年齢人口（15～64歳）	21,413人	生産年齢人口割合	64.9%
老人人口（65歳以上）	7,670人	高齢化率	23.3%

#### <人口の推移と人口構成>



## 3) 地区の地図



～柿生第二地区 民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました～

区内の商業施設が多く集まる新百合ヶ丘駅南口周辺、昭和2年に開業した歴史ある柿生駅周辺の緑豊かな地域、高台にある麻生台団地周辺、畠や竹林等が多く農業が盛んな早野、周囲を横浜市・町田市に囲まれた飛地である岡上など、たくさんの表情があるのが柿生第二地区の特徴です。

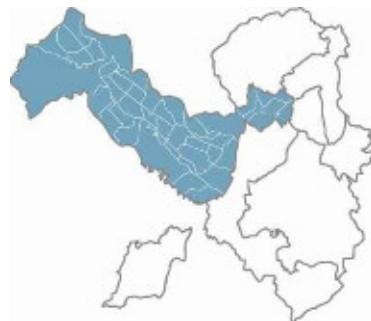
地域における活動としては、麻生不動院における「関東納めダルマ市」、「禅寺丸柿まつり」といった有名なお祭りの他、柿生駅前町内会の年末夜間パトロールや、麻生台団地周辺での高齢者を対象とした「若葉会」「オレンジカフェ」、早野の小学生から高齢者まで取り組む伝統芸能獅子舞、岡上の多世代交流「岡の上カフェ」や里山を守る活動などがあり、様々な取組で地域のつながり作りをしています。

## ⑥柿生第三地区

### 1) 地区の概況

#### 【対象の町丁】

片平、片平1～8丁目、栗木、栗木1～3丁目  
 栗木台1～5丁目、栗平1・2丁目、黒川、  
 五力田、五力田1～3丁目、白鳥1～4丁目、  
 はるひ野1～5丁目、古沢、万福寺、万福寺1～6丁目、南黒川



#### 【面 積】

8.26平方キロメートル

#### 【地理的特徴】

麻生区の中央から北西部に位置し多摩市・稻城市・町田市と隣接しています。  
 行政機関や商業施設などの都市機能が集まるエリアもあり、また農地や山林などの自然環境も多く残っています。

#### 【交 通】

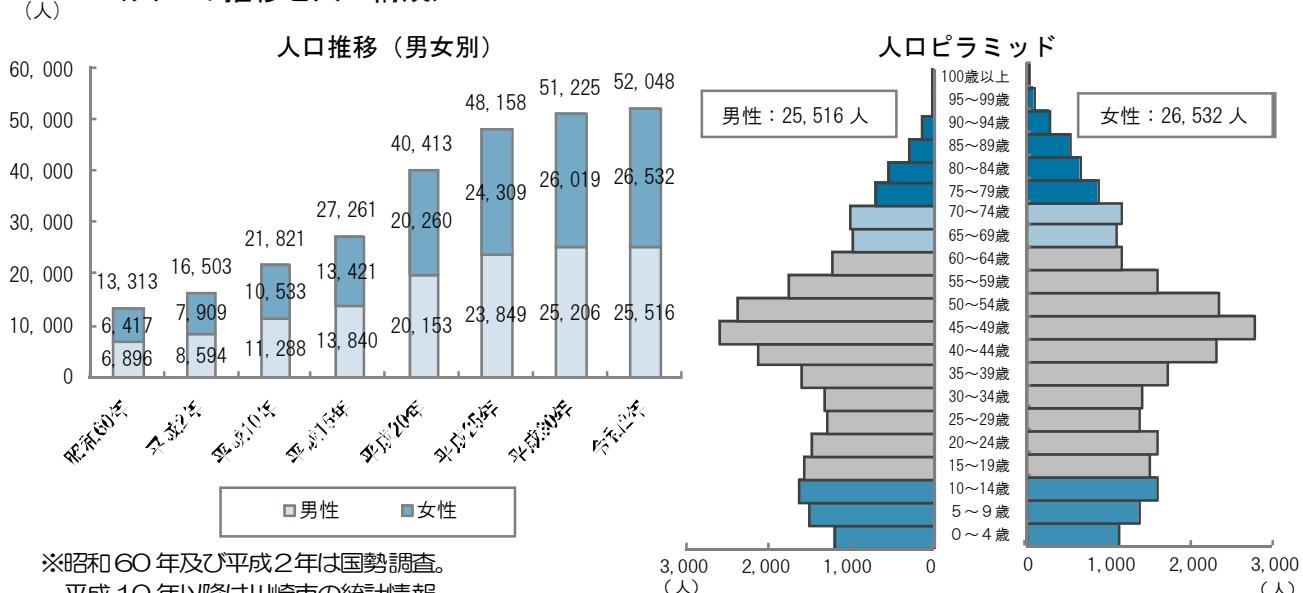
小田急小田原線 新百合ヶ丘駅、小田急多摩線 五月台駅、栗平駅、黒川駅、  
 はるひ野駅、京王線相模原線 若葉台駅

### 2) 地区の統計データ 資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」(令和2年3月末現在)

#### <総人口及び年齢3区分別人口>

総人口	52,048人	世帯数	22,180世帯
年少人口（0～14歳）	8,498人	年少人口割合	16.3%
生産年齢人口（15～64歳）	35,160人	生産年齢人口割合	67.6%
老人人口（65歳以上）	8,390人	高齢化率	16.1%

#### <人口の推移と人口構成>

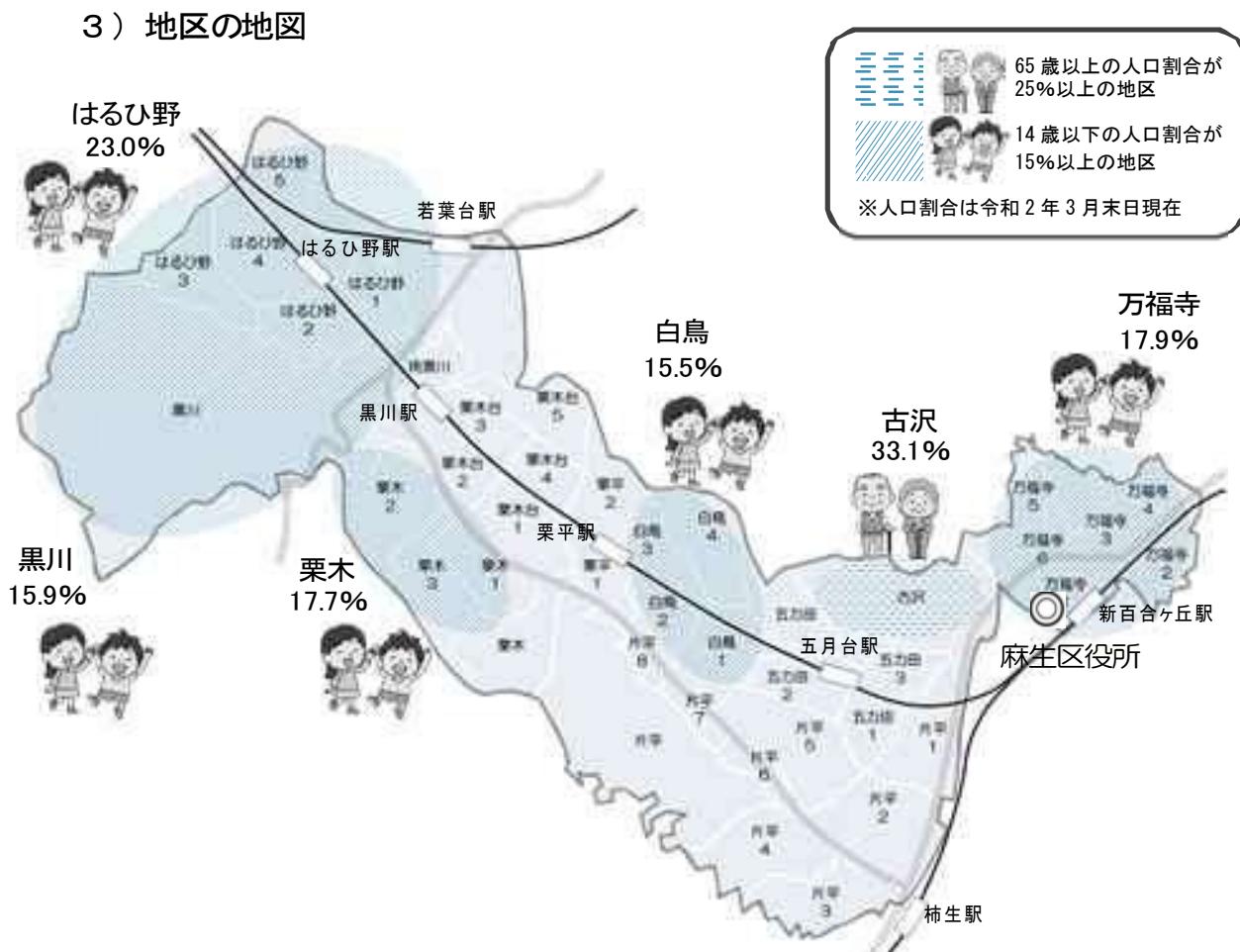


\*昭和60年及び平成2年は国勢調査。  
 平成10年以降は川崎市の統計情報

「町丁別年齢別人口」(各年9月末日現在)。

\*令和2年は3月末現在

## 3) 地区の地図



～柿生第三地区 民生委員児童委員協議会の皆さんに聞きました～

柿生第三地区は、周辺環境と調和した住宅地として整備された、新百合山手都市景観形成地区の中心である万福寺、自然が豊かに残る五力田、古沢、黒川など、広いエリアの中に様々な特徴を持っており、金井原苑などの高齢者施設や、善正寺、修廣寺をはじめとする歴史ある寺社仏閣も多く存在します。

地域における活動も多岐にわたり、白鳥諏訪公園やとんび池公園で行われているラジオ体操、栗木台小学校と片平小学校の登校時間に合わせて、民生委員児童委員や地域の方が行っている毎朝の見守り活動、栗平駅を中心とした清掃活動の「ふらっとクリーン」や多世代交流をめざす「ふらっとリビング」、防犯カメラ等を設置しての見守り、などが展開されています。

五力田町内会には商店がありませんが、若い住民も多く、盆踊り等のイベントの手伝いから地域活動への参加を増やしています。

## 4 区民が抱える生活課題

### (1) 川崎市地域福祉実態調査（地域の生活課題に関する調査）から見える課題

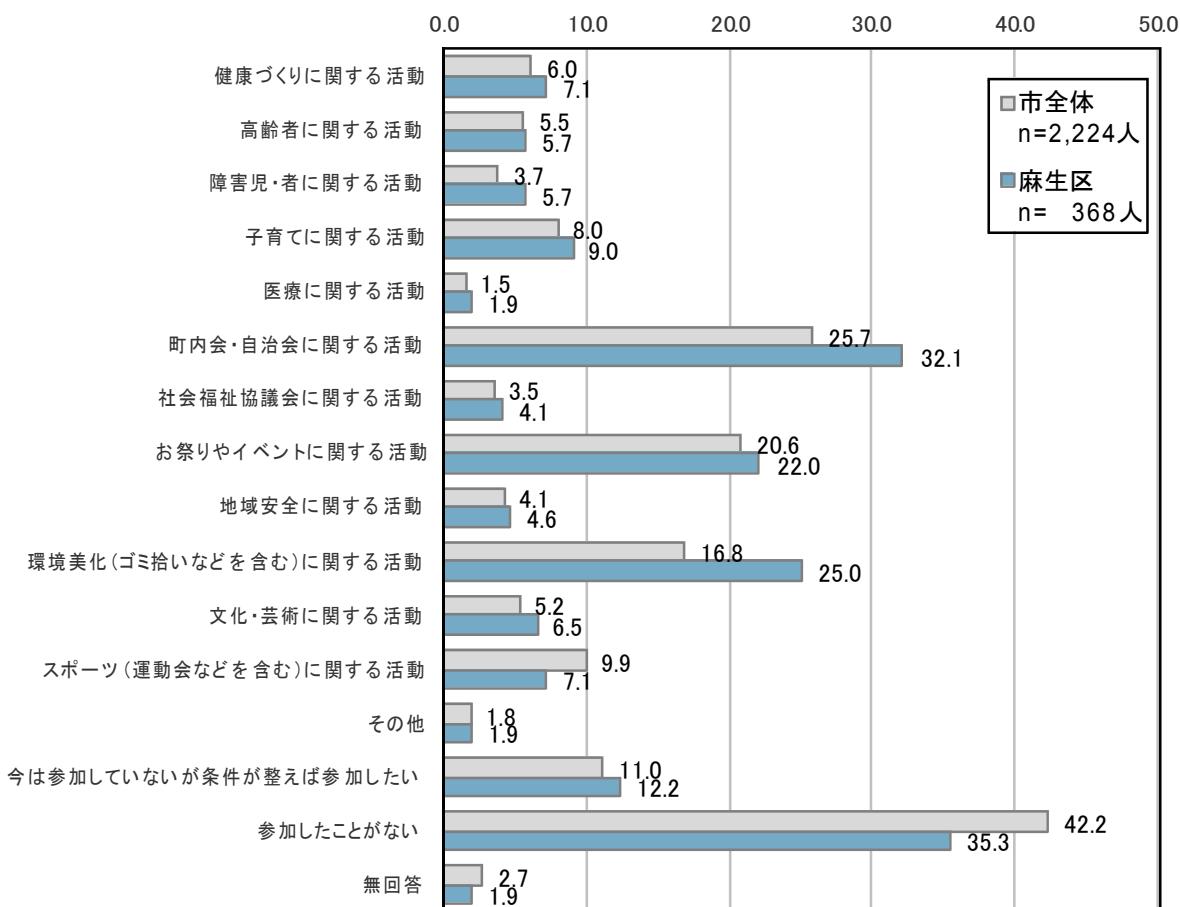
令和元（2019）年11月に行われた「第5回川崎市地域福祉実態調査」から、「地域の生活課題に関する調査」について、麻生区の集計結果を基にした課題を挙げました。

#### ① 地域活動を担う人材の発掘と育成、地域活動の推進

麻生区では、地域活動やボランティア活動に参加したことがある人の割合が、「町内会・自治会に関する活動」（32.1%）、「環境美化（ゴミ拾いなどを含む）に関する活動」（25.0%）など、全体的に市全体よりも高い傾向が見られました。

しかし、高齢化率の上昇を背景に、今後ますます地域活動を担う人材の必要性は高まっていくことから、地域活動の担い手が発掘・育成され、幅広く区民が地域活動に参加できる仕組みを構築することが求められます。

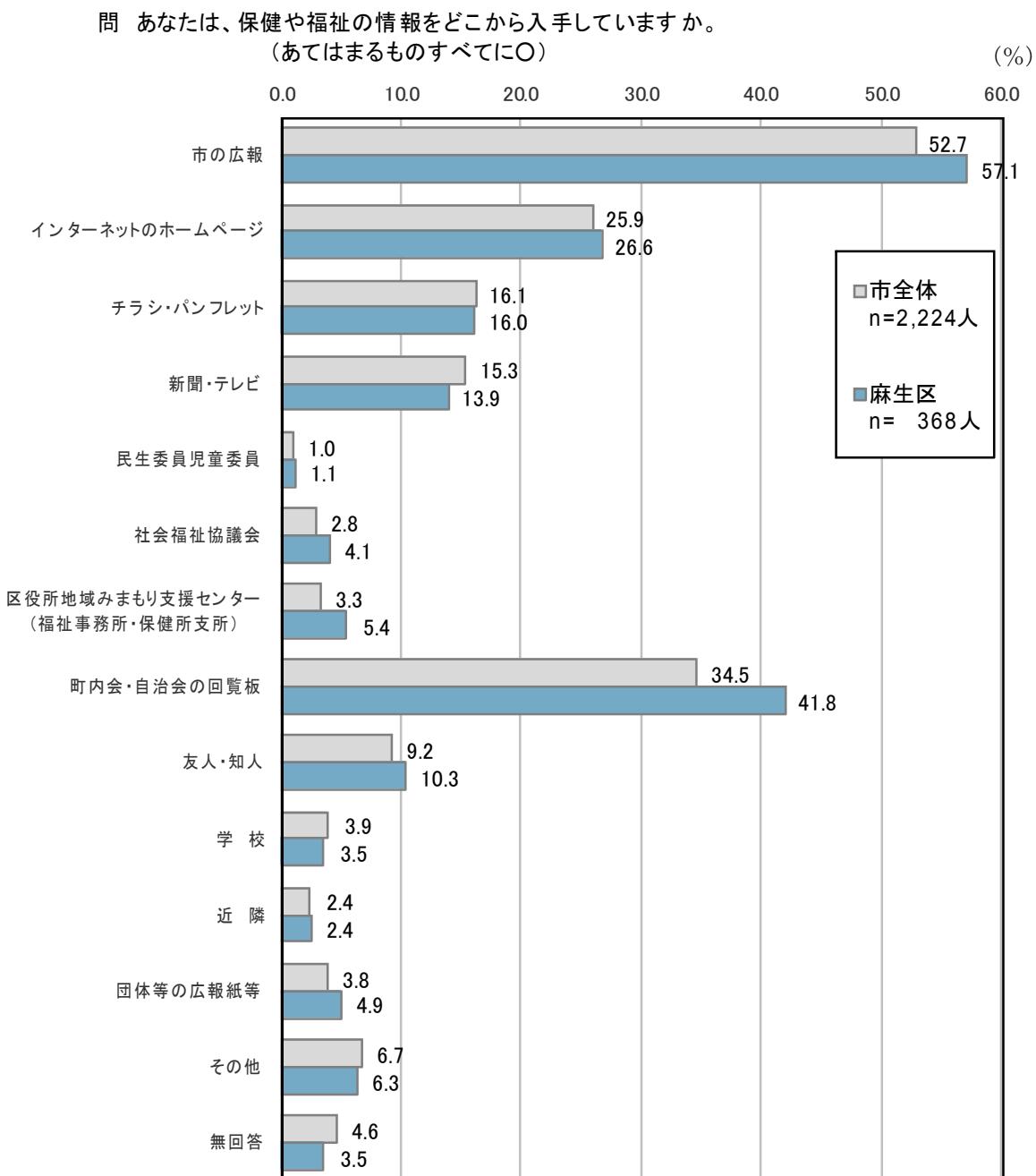
問 あなたは、次のような地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。  
現在参加しているものも含めてお答えください。（あてはまるものすべてに○） (%)



## ②区民が利用しやすい情報とサービスが適切に提供される仕組みづくり

麻生区では、「市の広報」の割合が57.1%で最も高く、次いで「町内会・自治会の回覧板」(41.8%)、「インターネットのホームページ」(26.6%) となっています。

一方で、区役所地域みまもり支援センターや社会福祉協議会といった相談支援窓口で情報を入手している人の割合は低いことから、区民が利用しやすい情報とサービスが適切に提供される仕組みづくりと、各専門分野、支援機関の連携で相談支援に取り組む体制づくりが必要です。



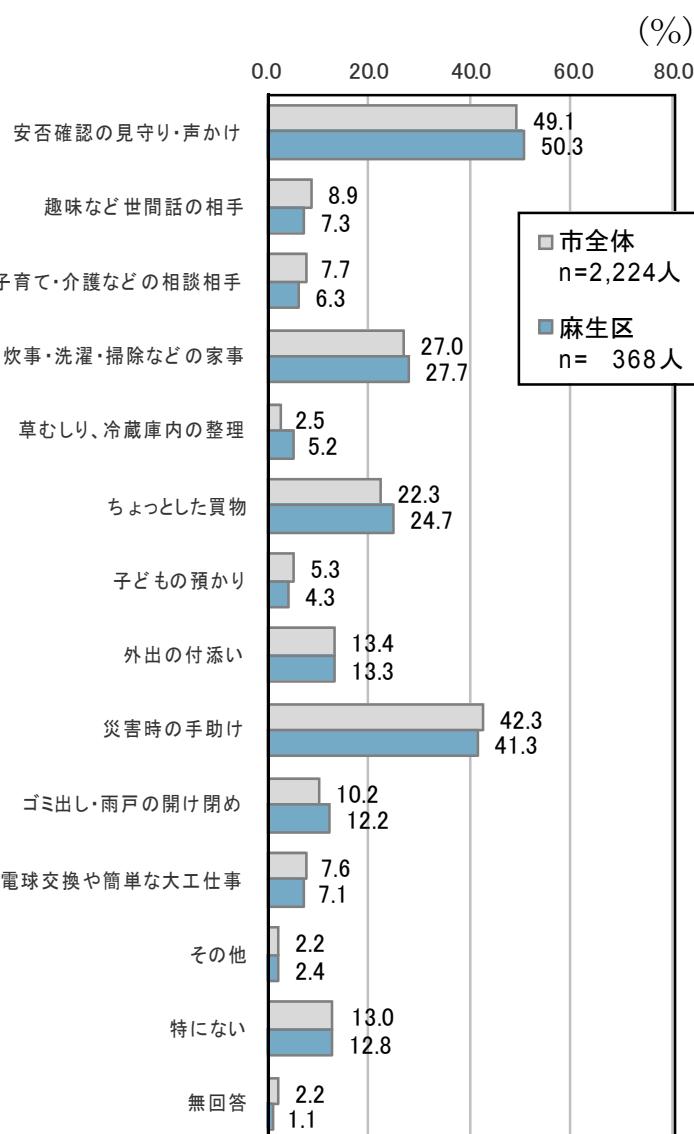
### ③支え合いのネットワーク作りと、地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくり

問「手助けをしてほしい」ことについては「安否確認の見守り・声かけ」の割合が50.3%で最も高く、次いで「災害時の手助け」(41.3%)、となっています。

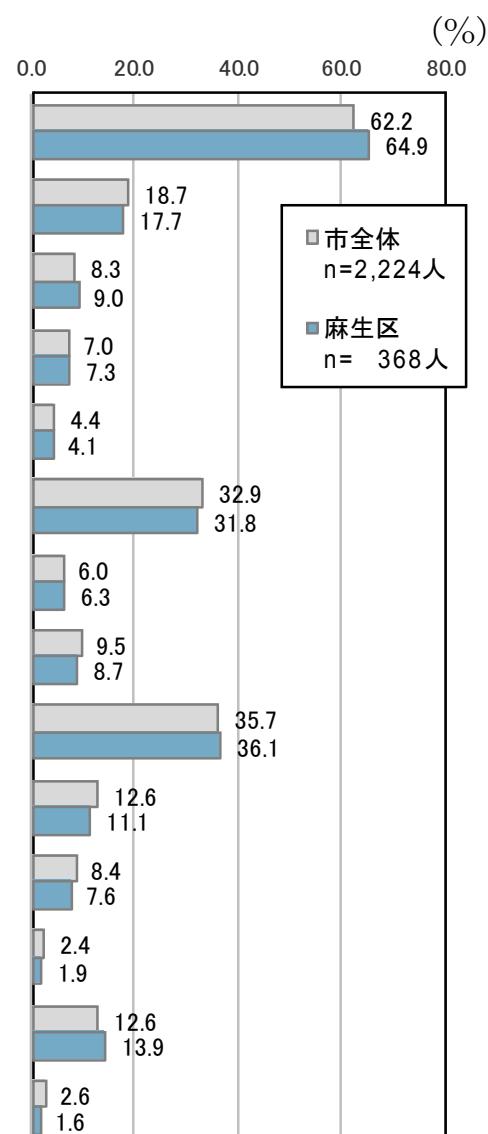
また、問「自身ができること」についても「安否確認の見守り・声かけ」の割合が64.9%で最も高く、次いで「災害時の手助け」(36.1%)、となっています。

「してほしいこと」と「できること」が一致していることから、これらをマッチングさせ、地域ぐるみで安全安心に暮らせる支え合いネットワーク作りが求められます。

問 あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、  
地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。(3つまでに○)



問 地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、  
地域の支え合いとして、あなたご自身ができることは何ですか。(3つまでに○)



## (2) 地域における会議や調査から見える課題

平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて実施した、区内の町会・自治会を回っての聞き取り調査や、「地域ケア圏域会議」と称する、地域の関係者、地域包括支援センター職員や区職員による会議等から見えてきた地域課題を整理しました。

### <地域福祉活動の担い手不足>

- 町会・自治会役員や活動の担い手、協力者不足の問題があり、今後の人材育成が必要。
- 地域活動の参加者は60代以上が多く、30～50代の現役世代の参加者が少ない。
- 地域に必要な社会資源を自分たちで守り育てていくという意識の醸成が必要。

### <防災準備及び要援護者の把握・対応>

- 災害意識は高まっているものの、防災訓練等を行っていない地域もある。
- 高齢化が進んでいるという点で、本来はサポートが必要だが周囲に知られていない人も多いと思われる。
- 坂道や私道が多い地域もあり、災害時の避難方法等不安がある。

### <地域のつながり>

- 地域での困りごとが起きたときに共有する場が少なく、関連機関との連携が図りにくい。
- 地域の高齢者と子育て・現役世代との交流が少ない。防災訓練や茶話会等のイベントを通して多世代交流ができる場所が必要。
- 認知症当事者が地域住民として、周囲とつながりを保ちづけられる環境が必要。
- マンション等が増加する地域において、転入者が町会・自治会未加入の場合、昔からの住民との関係構築が困難なことがある。

### <各種情報の周知・共有と広報の方法>

- イベントを企画しても周知が行き届かないことが多い、メンバーが固定化されやすい。
- 地域住民同士の情報共有がなくなりつつあり、情報の格差が拡大している。
- 在宅医療や介護保険制度などについて、講座や学習会の開催を求めるニーズがある。

## 5 第5期計画の振り返り

### 基本目標別の振り返り

#### 基本目標1 区民が主役の地域づくり

基本方針	基本施策	第5期計画（平成30～令和2年度）の取組
1 区民が主役の地域活動を応援します	1 地域福祉活動の更なる発展	1 子育てグループへの支援と交流会の実施 2 介護予防グループへの支援 3 麻生市民交流館やまゆりの活用促進 4 地域交流会の促進 5 地域マネジメントの推進
	2 区民の健康づくりの推進	6 小地域での健康づくりの推進 7 公園での健康づくり事業 8 健康づくり、介護予防に関する普及啓発（講演会等）の実施
2 地域福祉活動の育成を推進します	1 地域福祉活動を担う人材の育成の推進	9 食生活改善推進員の育成 10 地域人材の発掘と育成 11 地域課題解決につなげる地域人材の育成 12 すぐすく子育てボランティア事業
	2 地域福祉活動を担う人材の活動の推進	13 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援 14 あさお運動普及推進員の会への支援 15 学生ボランティアの活動促進

#### 第5期麻生区地域福祉計画推進会議における振り返り

- ▼ 地域ごとの意識の違いや活動の差はみられるが、各取組は、地域で受け入れられ、広まりを見せており、着実に推進が図られていると考えられる。

#### 第5期麻生区地域福祉計画推進会議委員からの主な意見

- ▼ 今後も地域活動を担う人材の発掘と育成のために、社会福祉協議会等の関係機関と協力し、支援を行うことが必要
- ▼ 区民に分かりやすい目標を提起し、主体的な地域活動を広げるための支援が必要
- ▼ 区民が地域活動に取り組むベースとして、健康づくり・介護予防の推進が必要

## 基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

基本方針	基本施策	第5期計画（平成30～令和2年度）の取組
1 区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります	1 窓口機能の円滑な運営	16 保健福祉窓口機能の向上
	2 保健・福祉情報の発信と充実	17 さまざまな媒体を用いた保健福祉に関する情報発信 18 子育て情報の発信
	3 専門分野の相談支援体制の充実	19 こども相談窓口の充実 20 特別支援の必要のある児童や家庭に対する支援体制の充実 21 知的障害者・身体障害者・精神障害者の専門相談 22 一般精神保健相談・老人精神保健相談 23 高齢者・障害者（児）虐待相談支援体制の充実 24 成年後見制度への対応の充実 25 感染症患者等の支援体制の充実
2 地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します	1 専門性・個別性の高い相談・講座等の提供	26 精神保健福祉に関する制度・サービス等の普及啓発 27 認知症高齢者介護教室の実施 28 介護予防に関する相談の実施 29 社会復帰相談指導事業 30 感染症・食中毒予防の普及啓発の実施 31 子育て支援事業（父親向け育児講座、親と子の遊びタイム）の実施 32 就学前児童交流会GO・GOキッズ～もうすぐいちねんせい～の実施

### 第5期麻生区地域福祉計画推進会議における振り返り

- ▼ 各分野で充実してきているが、地域福祉におけるニーズは増加傾向であり、引き続き地域の複合的な問題に対し、各専門分野、支援機関、地域住民がより連携を強化し、課題解決にむけて検討をしていくことが重要と考えられる。

### 第5期麻生区地域福祉計画推進会議委員からの主な意見

- ▼ 必要とする人に情報を届けるための、身近なコミュニティ等を活用したネットワーク機能の構築が必要
- ▼ 対象者ごとの情報発信方法の有効性を検討することが必要
- ▼ 成年後見制度の周知・普及啓発が必要
- ▼ 複合的な問題への対応に際して、横の連携強化が必要

### 基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

## 第5期麻生区地域福祉計画推進会議における振り返り

- ▼ 活動を着実に展開し、一定程度の参加者を得るなど成果を上げているが、さらに地域における自助・互助の活動が活性化されるよう、今後も取り組むことが必要である。

## 第5期麻生区地域福祉計画推進会議委員からの主な意見

- ▼ 民生委員をサポートする仕組みや、それ以外の支援ネットワークの構築が必要
  - ▼ 専門的な相談支援に携わる職員のスキルアップを図っていく必要がある
  - ▼ 災害時、平常時を問わず要支援者を見守る仕組みの充実が必要

地域包括ケアシステム構築に向け、引き続き見守り・支え合いのネットワークづくりを意識しながら、区民と行政、関係機関が連携し、各取組を推進していくことが必要である。

# 第2章

麻生区の取組



# 1 麻生区がめざす地域の姿

## (1) 計画の理念

### みんなで支え合う 福祉のまち麻生

～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～

この基本理念は、麻生区が、誰もが安心して暮らし続けることができるまちとなるよう、区民の皆さん、地域団体の皆さん、行政などが互いに力を合わせ、支え合いながら地域福祉を向上させることをめざし掲げたものです。

今期からは、麻生区社会福祉協議会の地域福祉活動計画（第4期あさお「ひと・ひと」福祉プラン）と基本理念を一致させ、めざす地域づくりの方向性が同じであることを、より明確にしました。

## (2) 基本目標

第5期計画の振り返り、麻生区の現況や地域課題の検証を踏まえ、基本目標は次の3つを今期も継続し、引き続き麻生区らしい地域福祉の推進を図ります。

### 基本目標1 区民が主役の地域づくり

様々な生活上の困難に対する支援には、公的制度だけではなく、柔軟で多様なニーズに対応した区民主体による地域活動が必要です。地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援することによって、区民が主体的に関わる地域づくりを推進します。

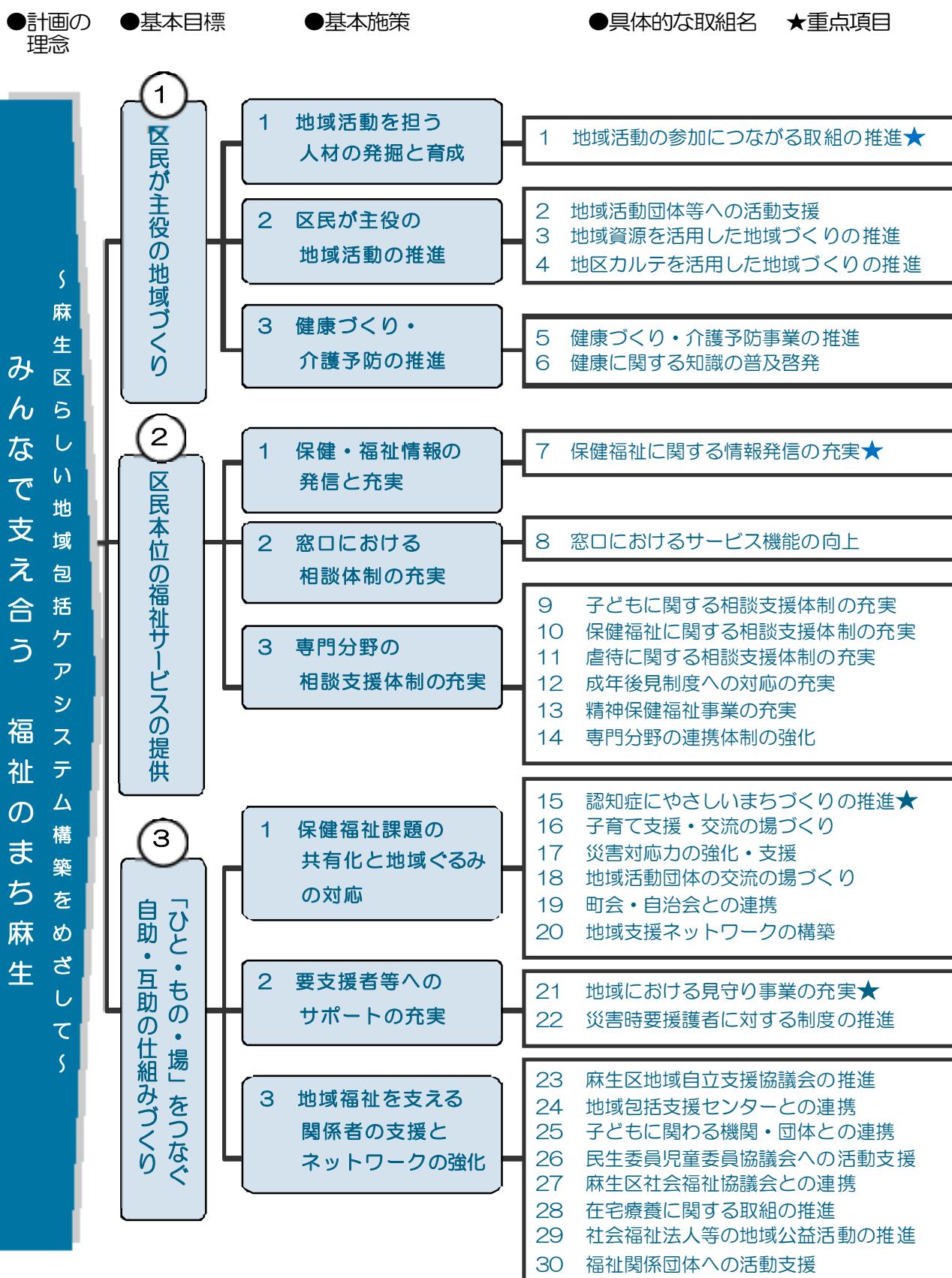
### 基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

区民が必要とする福祉サービスを適切に受けるには、そのための情報が欠かせません。利用者のニーズに即した適切な制度や情報が提供できるよう、保健福祉サービスについての積極的な情報発信や、専門的な知識等を必要とする場合の相談支援体制の充実を図ります。

### 基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

地域福祉の推進には、支援に関わる人、支援に必要なネットワーク、支援活動を行う場のいずれも欠かすことはできません。まず、区民一人ひとりが、自らの活動により生活や健康を維持し（自助）、区民と地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない「互いに助け合う（互助）」仕組みづくりを進めます。

## 2 計画の体系



### 3 第6期計画における重点項目

少子高齢化の高まりや地域活動の担い手不足、認知症高齢者数や介護保険要介護認定者数の増加傾向などの課題、また、第5期麻生区地域福祉計画推進会議における意見を踏まえ、これまで麻生区が重点的に取り組んできた施策を中心に、重点項目を設定しました。第6期計画では、重点項目の内容を絞るため、具体的な取組に設定しました。

#### 重点項目1 地域活動の参加につながる取組の推進

少子高齢化が進み、地域活動の担い手不足は、多くの団体の悩みとなっています。学生や地域活動に参加していない方々にむけて、行政・関連機関・団体が連携して、地域活動を担う人材の発掘・育成の仕組みをつくり、その人材の活動を支援します。【取組1】

#### 重点項目2 保健福祉に関する情報発信の充実

情報やサービスが、必要とする区民に適切に届くよう、情報発信・伝達の仕組みを充実させます。また、専門性の高い相談に対して、制度の紹介や個別の支援を行い、適切な情報提供のできる体制を整備・強化していきます。【取組7】

#### 重点項目3 認知症にやさしいまちづくりの推進

高齢化率の高い麻生区では、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取組を進めています。誰もがなりうる可能性のある認知症についての理解を深め、地域における見守り・支え合いのネットワークづくりを支援していきます。【取組15】

#### 重点項目4 地域における見守り事業の充実

ひとり暮らし高齢者数の増加等に伴い、身近な人同士のつながり・助け合いに加え、民間の協力による情報提供も求められています。

地域ぐるみで、安否確認の見守り・声かけができるよう、安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組みます。【取組21】

## 4 事業体系一覧

計画の理念	基本目標	基本施策	具体的な取組名	紐づく事業・取組	掲載ページ
みんなで支え合う 福祉のまち麻生  △ 麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして△	1 区民が主役の地域づくり  2 区民本位の福祉サービスの提供	1 地域活動を担う人材の発掘と育成	1 地域活動の参加につながる取組の推進  重点項目	地域活動に関わる人材の発掘と育成 食生活改善推進員の育成 地域人材コーディネート機能の充実 地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用 学生ボランティア活動の促進	68 68 68 68 68
				子育てグループへの活動支援 子育て人材バンク事業 認知症カフェ・サロン等への活動支援 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援	69 69 69 69
				希望のシナリオ実現に向けた取組(プロジェクト) 麻生市民交流館やまゆりの活用促進	69 69
				地区カルテを活用した地域づくり 地区カルテを活用した地域づくり	69 69
				5 健康づくり・介護予防事業の推進 6 健康に関する知識の普及啓発	70 70 70 70 70
		3 健康づくり・介護予防の推進  4 保健・福祉情報の発信と充実  5 窓口における相談体制の充実  6 専門分野の相談支援体制の充実	7 保健福祉に関する情報発信の充実  重点項目	介護予防グループへの活動支援 小地域単位での健康づくり	70 70
				健康づくり・介護予防に関する普及啓発(講演会等) 健康づくり・介護予防に関する相談 出前講座	70 70 70
				感染症・食中毒予防の普及啓発	70
			8 窓口におけるサービス機能の向上	様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信	71
				窓口におけるサービス機能の向上	71
				9 子どもに関する相談支援体制の充実 10 保健福祉に関する相談支援体制の充実	72 72 72 72 72
			11 虐待に関する相談支援体制の充実 12 成年後見制度への対応の充実 13 精神保健福祉事業の充実 14 専門分野の連携体制の強化	子どもに関する相談支援 支援の必要のある児童や家庭に対する相談支援 知的障害者・身体障害者・精神障害者への相談支援 一般精神保健相談・老人精神保健相談 感染症患者等への相談支援	72 72 72 72 72
				高齢者・障害者(児)虐待に関する相談支援 児童虐待に関する相談支援	72 72
				成年後見制度の普及啓発と利用支援 精神保健福祉サービス等に関する普及啓発 社会復帰相談指導事業	73 73 73
				北高福祉・療育センター連絡会議 要保護児童対策地域協議会実務者会議 地域包括支援センター・障害者相談支援センター連絡会	73 73 73

計画の理念	基本目標	基本施策	具体的な取組名	紐づく事業・取組	掲載ページ
みんなで支え合う 福祉のまち 麻生 △ 麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして△	3 「ひと・もの・場」をつなぐ 自助・互助の仕組みづくり	1 保健福祉課題の共有化と 地域ぐるみの対応	15 認知症にやさしい まちづくりの推進 <b>重点項目</b>	認知症介護教室 あさおオレンジプロジェクト 認知症訪問支援事業 あさおSOSネットワーク事業	74 74 74 74
			16 子育て支援・交流の 場づくり	父親向け育儿講座・親と子の遊びタイム 未就園児家庭のサポート こんにちは赤ちゃん訪問 こども関連大学連携事業 子育てグループ交流会 あさお子育てフェスタ	75 75 75 75 75 75
			17 災害対応力の強化 ・支援	災害対応力の強化・支援	76
		2 要支援者等へのサポートの 充実	18 地域活動団体の 交流の場づくり	あさお福祉まつり 麻生市民館サークル祭	76 76
			19 町会・自治会との 連携	町会・自治会への活動支援 町会・自治会と連携した地域づくり 見守り活動、サロン等への活動支援	76 76 76
			20 地域支援ネットワーク の構築	地域包括ケアに関する会議	76
			21 地域における 見守り事業の充実 <b>重点項目</b>	ひとり暮らし等高齢者見守り事業 麻生区高齢者見守りネットワーク事業 川崎市地域見守りネットワーク事業	77 77 77
			22 災害時要援護者に対する 制度の推進	災害時要援護者避難支援制度	77
		3 地域福祉を支える 関係者の支援とネット ワークの強化	23 麻生区地域自立支援 協議会の推進	麻生区地域自立支援協議会	78
			24 地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターとの連携	78
			25 子どもに関わる 機関・団体との連携	麻生区子ども関連ネットワーク会議	78
			26 民生委員児童委員 協議会への活動支援	民生委員児童委員協議会への活動支援 <b>社協</b>	78
			27 麻生区社会福祉協議会 との連携	麻生区社会福祉協議会との連携	78
			28 在宅療養に関する 取組の推進	麻生区在宅療養推進協議会との連携 在宅療養に関する普及啓発	79 79
			29 社会福祉法人等の 地域公益活動の推進	社会福祉法人等の地域公益活動の推進 <b>社協</b>	79
			30 福祉関係団体への 活動支援	福祉関係団体への活動支援	79

※「紐づく事業・取組」に網掛け □ が付いているものは、第5期から第6期にかけて新たに計画内に位置付けたもの、もともと取り組んでいた取組のうち拡充したものなどを示しています。

※ **社協** 麻生区社会福祉協議会と、特に連携を強化して推進する取組を示しています。

## 5 具体的な取組

### 【表の見方】

1 (具体的な取組の名称)	
(紐づく事業・取組の名称)	※麻生区社会福祉協議会と、特に連携を強化して推進する取組を示しています。 〔社協〕
事業・取組の主な内容	関連する部署※

※「関連する部署」欄には、区役所内において、個々の取組を主管する部署または関連する所管部署を掲載しています。

### 基本目標1 区民が主役の地域づくり

～3年後を見据えてめざす麻生区の姿～

**地域活動の担い手が発掘・育成される仕組みがある**

**幅広く区民が地域活動に参加している**

**まちのひろばやソーシャルデザインセンターの創出等に向けた取組を推進している**

#### 基本施策1 地域活動を担う人材の発掘と育成

##### ■具体的な取組

重点項目

1 地域活動の参加につながる取組の推進	
地域活動に関わる人材の発掘と育成	〔社協〕
認知症サポートー養成講座、すくすく子育てボランティア育成事業、保育ボランティア研修、日本語ボランティア研修等を実施します。	生涯学習支援課 地域支援課
<b>食生活改善推進員の育成</b>	
食生活改善推進員養成教室の開催や学習会を行うことにより、食生活を通して地域の健康づくりを推進する人材を育成します。	地域支援課
<b>地域人材コーディネート機能の充実</b>	
地域人材を市民活動等につなげる取組として、関係各課、関係機関との協議を基に、地域人材コーディネート機能の充実を図ります。	生涯学習支援課
<b>地域活動参加につなげる「ちいきのちからシート」の活用</b>	〔社協〕
田園調布学園大学と区民参加により作成した、地域自己診断ツール「ちいきのちからシート」等を活用し、地域住民と行政、また、住民同士が地域の実情を見つめ課題に気付き、それらを共有することで、地域活動の参加につながるよう他部署と連携し取り組みます。	地域ケア推進課 地域支援課
<b>学生ボランティア活動の促進</b>	
麻生区近隣大学の学生を対象に、大学の専門性を活かしたボランティアとして地域活動に参加することを促進し、地域活動の担い手を育成します。	地域ケア推進課 地域支援課

## 基本施策2 区民が主役の地域活動の推進

### ■具体的な取組

#### 2 地域活動団体等への活動支援

##### 子育てグループへの活動支援

育児や健康に関する出前講座や相談等を実施します。また、子育てグループ等の情報を収集し、子育て中の区民へ情報提供します。

地域支援課  
保育所等・地域連携担当

##### 子育て人材バンク事業

子育てグループの活動時に、遊戯指導や保育などのボランティアを派遣し、グループの活動を支援します。

地域ケア推進課

##### 認知症カフェ・サロン等への活動支援

地域の交流・仲間づくりを目的とした集まり（多世代交流、認知症カフェ・サロン等）について、立ち上げ、運営、活動全般に対して情報提供等の支援をします。食品を提供する際は、食品衛生に係る指導・助言をします。

地域支援課  
衛生課

##### 食生活改善推進員・配食等ボランティアへの活動支援

地域の健康づくりボランティアとしての食生活改善推進員の活動や、配食・会食ボランティアの活動が、より効果的に行えるよう食品衛生や栄養面の情報を提供したり、学習会や打合せ等の支援をします。

地域支援課  
衛生課

#### 3 地域資源を活用した地域づくりの推進

##### 希望のシナリオ実現に向けた取組（プロジェクト）

「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現するために、プロジェクトを推進し、まちのひろばやソーシャルデザインセンターの創出等に取り組みます。

企画課

##### 麻生市民交流館やまゆりの活用促進

麻生区市民活動支援施設「麻生市民交流館やまゆり」を市民活動の区の拠点とし、情報や活動の場の提供をはじめ、新たな活動をスタートするきっかけとなるような支援を行います。

地域振興課

#### 4 地区カルテを活用した地域づくりの推進

##### 地区カルテを活用した地域づくり

多様な主体と連携しながら、地域の情報をまとめた「地区カルテ」を随時更新します。地域に関する情報の共有化を図り、区民や関係機関・団体との話し合いのきっかけや地域活動を促進するためのツールとして活用します。

地域ケア推進課  
地域支援課

### 基本施策3 健康づくり・介護予防の推進

#### ■具体的な取組

## 5 健康づくり・介護予防事業の推進

### 介護予防グループへの活動支援

地域で自主的に介護予防活動を行っているグループに対して、介護予防に関する知識向上のための支援を行い、グループの自主性・継続性を助長します。

地域支援課

### 小地域単位での健康づくり

地域に出向き、区民や地域の活動団体の状況を把握し、各地域の特性に合った健康づくりに関する情報を提供することで、より有効な普及啓発を行い、健康づくりを推進します。

地域支援課

## 6 健康に関する知識の普及啓発

### 健康づくり・介護予防に関する普及啓発（講演会等）

健康づくりや介護予防に関する講話・実技指導を受ける機会を設けるとともに、情報についても随時提供します。健康新体操等をHPに掲載し、広く多くの区民へ健康づくり・介護予防の実践を啓発します。

地域支援課

### 健康づくり・介護予防に関する相談

地域での活動や区民の身近なところで、健康づくり・介護予防に関する相談に応じ、それぞれの状況に合った情報を提供します。

地域支援課  
高齢・障害課

### 出前講座

地域の活動団体等に対し、健康づくりや介護予防をテーマとした講座を実施します。

地域支援課

### 感染症・食中毒予防の普及啓発

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症や食中毒等の健康被害に係る予防対策の普及啓発を行います。高齢者福祉施設、保育所等社会福祉施設に対し集団発生予防対策を周知し、講習を実施します。また、LGBT等、性の多様性についての普及啓発や学校等でのHIV等性感染症講習会を実施します。

衛生課  
地域支援課

## 基本目標2 区民本位の福祉サービスの提供

～3年後を見据えてめざす麻生区の姿～  
区民に利用しやすい情報とサービスが提供されている  
各専門分野、支援機関の連携で相談支援に取り組む

### 基本施策1 保健・福祉情報の発信と充実

#### ■具体的な取組

重点項目

##### 7 保健福祉に関する情報発信の充実

###### 様々な媒体を用いた保健福祉に関する情報発信

地域福祉に関する情報発信において、情報が必要とする人に適切に届くよう、関係機関・関係団体とのネットワークを活用します。また、制度やイベント等の対象者に応じ、様々な媒体を用いて広報します。

全課

### 基本施策2 窓口における相談体制の充実

#### ■具体的な取組

##### 8 窓口におけるサービス機能の向上

###### 窓口におけるサービス機能の向上

来庁者が利用しやすい区役所になるよう、区民の方への丁寧な応対と、幅広い業務知識の習得によりサービスを向上させます。また、庁内施設の環境整備に努めるとともに、職場内、部署間で相互に情報共有を図り、スムーズな連携を図ります。

全課

### 基本施策3 専門分野の相談支援体制の充実

#### ■具体的な取組

##### 9 子どもに関する相談支援体制の充実

###### 子どもに関する相談支援

地域のすべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう、育児や発達に関する悩み、児童・生徒の養護、虐待、不登校、いじめ等の問題に対して、保健師、子ども教育相談員、家庭相談員等が、関係機関と連携を図りながら支援します。

地域支援課

###### 支援の必要のある児童や家庭に対する相談支援

発達の遅れが疑われる子どもやその家庭に対して、社会福祉職、保健師、心理職、子ども教育相談員等の専門職が連携し相談に対応するとともに、関わり方を学ぶ教室等を実施します。

地域支援課  
高齢・障害課

##### 10 保健福祉に関する相談支援体制の充実

###### 知的障害者・身体障害者・精神障害者への相談支援

専門機関、障害者相談支援センターと連携して、障害者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、面談やケースカンファレンスを通して支援します。

高齢・障害課

###### 一般精神保健相談・老人精神保健相談

心の健康・病、認知症等について、市民が早期に適切な精神保健福祉の支援を受けられるよう、精神科医師による専門的な相談を実施します。

高齢・障害課

###### 感染症患者等への相談支援

感染症患者及びその家族が地域での療養や療養後の健康管理に際して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個別に適切な支援体制を検討し推進します。

衛生課  
地域支援課

##### 11 虐待に関する相談支援体制の充実

###### 高齢者・障害者（児）虐待に関する相談支援

地域包括支援センターや障害者相談支援センター、関係機関と連携し、相談や通報への迅速な対応・支援を行います。また、虐待傾向の分析、関係機関向けの勉強会の実施や普及啓発等、虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組を行います。

高齢・障害課

###### 児童虐待に関する相談支援

子どもの虐待を未然に防ぐため、育児負担のある保護者等の相談に応じ、各種専門職や関係機関等と連携した支援を行います。また、地域で問題を早期に発見し対応するための、見守り体制やネットワークづくりを実施します。

地域支援課

## ■具体的な取組

### 12 成年後見制度への対応の充実

#### 成年後見制度の普及啓発と利用支援

地域包括支援センターや関係機関と連携し、制度の普及啓発、利用支援を行います。また、親族による申立が困難な方について市長申立を行うなど、認知症高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援体制を構築します。

高齢・障害課

### 13 精神保健福祉事業の充実

#### 精神保健福祉サービス等に関する普及啓発

精神保健福祉に関する情報を発信し、適切に相談につながるよう普及啓発します。また、家族の理解を深めるための精神保健講座の開催や、家族会運営の支援、制度利用の相談支援を行います。

高齢・障害課

#### 社会復帰相談指導事業

精神障害者を対象とした集団活動を通して、各々の課題に寄り添った支援を行い、自立と社会復帰、社会参加の促進を図ります。

高齢・障害課

### 14 専門分野の連携体制の強化

#### 北部地域療育センター連絡会議

発達に遅れのある子どもの支援について情報共有し、適切な支援について検討します。

地域支援課

#### 要保護児童対策地域協議会実務者会議

要保護児童等の支援に関わる関係機関等が、共通認識をもって支援にあたり、連携の継続性や支援の質の向上を図るために、要保護児童等とその支援に係る情報に関する事項、要保護児童対策を推進するための啓発に関する事項等を協議します。

地域支援課

#### 地域包括支援センター・障害者相談支援センター連絡会

地域包括支援センター・障害者相談支援センターとの連絡会を開催し、相談支援業務における個別課題解決に向けた情報交換や、地域づくりにおける課題発見や資源開発に向けた情報交換を行います。

高齢・障害課

### 基本目標3 「ひと・もの・場」をつなぐ自助・互助の仕組みづくり

～3年後を見据えてめざす麻生区の姿～

**地域ぐるみで安全安心に暮らせる仕組みづくりに取り組む**

**地域の支え合いのネットワークがある**

#### 基本施策 1 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応

##### ■具体的な取組

重点項目

#### 15 認知症にやさしいまちづくりの推進

##### 認知症介護教室

介護者が疾病を理解し、対象者に合った対応ができるよう支援するとともに、介護者同士の交流を通じて精神的負担感の軽減を図ります。

地域支援課

##### あさおオレンジプロジェクト 社協

認知症支援の関係者等が参加する「あさおオレンジプロジェクト」を開催し、認知症への理解の促進、認知症とともに暮らしていくための地域づくりについて検討します。

地域支援課

##### 認知症訪問支援事業

認知症訪問支援事業により認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

高齢・障害課

##### あさおSOSネットワーク事業

認知症等により行方不明となる恐れがある高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関・近隣自治体と協力しながら、高齢者等の安全確保と家族への支援を行います。また、迅速な発見保護に努めるため、事前登録の促進を図ります。

高齢・障害課

## ■具体的な取組

### 16 子育て支援・交流の場づくり

#### 父親向け育児講座・親と子の遊びタイム

育児講座や遊びの会の中で、子育てのヒントを提供したり、親子のふれあいを促進する遊び等を紹介するとともに、子育て家庭同士の交流を促進し、地域の育児力を高めます。

保育所等・地域連携担当

#### 未就園児家庭のサポート

区内在住の翌年度就学予定で集団に属していない親子に対し、保育園での集団の経験や友達と交流する機会につなげ、就学に向けたサポートをします。

保育所等・地域連携担当  
地域支援課

#### こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんの誕生を祝い、子育て支援の情報を届ける訪問活動を行うことで、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域とのつながりを持てるようにします。訪問活動に携わる訪問員は、地域から募集し養成します。

地域支援課

#### こども関連大学連携事業

麻生区・6大学 公学協働ネットワーク等を活用し、近隣の大学の専門性を活かした子育て支援に関するイベントを開催することで、子ども・子育て支援に取り組みます。

地域ケア推進課  
保育所等・地域連携担当

#### 子育てグループ交流会

子育てグループの交流会を実施し、グループ同士の情報交換や交流の機会をつくることで、各グループ活動の活性化を促進します。

地域ケア推進課  
保育所等・地域連携担当

#### あさお子育てフェスタ

子育て関連施設や地域の団体等が催しを行い、子育て世帯に対し地域の団体や活動等の情報を提供するとともに、地域の団体とのつながりや子育て世帯同士の交流の場とします。

企画課  
生涯学習支援課  
地域ケア推進課  
地域支援課  
保育所等・地域連携担当

### ■具体的な取組

#### 17 災害対応力の強化・支援

##### 災害対応力の強化・支援

地域の災害対応力の強化を図るために、自主防災組織の活動支援や、避難施設の状況把握・運営支援等を行います。また、区民の防災への認識を深めるために情報を提供し、普及啓発します。

危機管理担当  
高齢・障害課  
地域支援課

#### 18 地域活動団体の交流の場づくり

##### あさお福祉まつり 社協

区内福祉活動に関わる当事者団体やボランティアグループ、福祉施設等の活動紹介、作業所等製品の展示・販売等を通じて、区民の福祉活動への理解と関心を高めるとともに、福祉活動団体の交流の場とします。

地域ケア推進課

##### 麻生市民館サークル祭

麻生市民館を使用しているサークル団体がその活動等の情報を発表し合い、サークル団体相互のつながりや地域住民との交流の場とします。

生涯学習支援課

#### 19 町会・自治会との連携

##### 町会・自治会への活動支援

関係機関・団体等との連携を図りながら各種事業の実施を通して各町会・自治会の活動を支援することにより、安全・安心で明るく住み良いまちづくりを推進し、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

地域振興課

##### 町会・自治会と連携した地域づくり

町会・自治会との関係づくり、地域の特徴や課題の把握をめざし、町会・自治会における各種集まりに参加します。また、町会・自治会を対象としたヒアリングを実施します。

地域ケア推進課  
地域支援課

##### 見守り活動、サロン等への活動支援

町会・自治会主体の見守り活動、サロン活動等の立ち上げ、運営、活動全般に対して情報提供等の支援をします。

地域支援課

#### 20 地域支援ネットワークの構築

##### 地域包括ケアに関する会議

関係機関と連携し、「地域包括ケアシステム推進会議」「地域ケア圏域会議」「相談支援・ケアマネジメント推進委員会」により地域支援のためのネットワーク構築を推進します。

地域ケア推進課  
地域支援課  
高齢・障害課

地域の課題について多職種、多機関で検討し、抽出した課題を政策形成につなげる方法や、成果を地域にフィードバックしていく方法について検討します。また、医療・介護の連携に向けた課題の調整や情報共有を行います。

## 基本施策2 要支援者等へのサポートの充実

### ■具体的な取組

重点項目

#### 21 地域における見守り事業の充実

##### ひとり暮らし等高齢者見守り事業

ひとり暮らし等高齢者の安否確認と話し合いの機会を増やすことにより、地域社会で高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。民生委員児童委員の協力により、生活実態の把握と事業対象者の選定を行うための実態調査及び訪問による見守りを実施します。

高齢・障害課

##### 麻生区高齢者見守りネットワーク事業

地域に密着し、高齢者と接することの多い事業者と連携することにより、高齢者の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者を見守る体制を確保し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりをめざします。また、協力事業者及び関係機関による情報交換会を開催し、連携の強化を図ります。

高齢・障害課

##### 川崎市地域見守りネットワーク事業

異変が生じた状態や、何らかの支援を必要とする方々を早期に発見し、必要な支援を行うよう、川崎市が協定を結ぶ地域の事業者からの通報を受け迅速に対応します。

地域ケア推進課

#### 22 災害時要援護者に対する制度の推進

##### 災害時要援護者避難支援制度

災害時要援護者避難支援制度を多くの区民に周知し、町会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら地域における避難支援体制づくりを推進します。

危機管理担当  
高齢・障害課

### 基本施策3 地域福祉を支える関係者の支援とネットワークの強化

#### ■具体的な取組

##### 23 麻生区地域自立支援協議会の推進

###### 麻生区地域自立支援協議会

麻生区内の障害者福祉関係機関のネットワーク構築や、障害者（児）への支援に関する協議や調整を行い、障害者の地域生活や就労に対する支援を推進します。

高齢・障害課

##### 24 地域包括支援センターとの連携

###### 地域包括支援センターとの連携

運営協議会の開催により、地域包括支援センターの適切な運営、活動の実態把握、課題等の検討を行い、支援体制の充実を図ります。また、区内7カ所の地域包括支援センターと定期的な連絡会を実施し、情報の共有化を図り、連携の強化と活動の支援を行います。

高齢・障害課  
地域支援課

##### 25 子どもに関わる機関・団体との連携

###### 麻生区子ども関連ネットワーク会議

子どもに関わる機関やボランティア団体などがネットワークを構築し、相互に連携を図りながら、子ども・子育ての現状や課題を共有し、解決に向けて取り組みます。

地域ケア推進課

##### 26 民生委員児童委員協議会への活動支援

###### 民生委員児童委員協議会への活動支援

社協

区内6地区にある民生委員児童委員協議会の運営と地域活動等を支援します。麻生区民生委員児童委員協議会の事務局である麻生区社会福祉協議会と連携し、活動しやすい体制づくりに取り組みます。

地域ケア推進課

##### 27 麻生区社会福祉協議会との連携

###### 麻生区社会福祉協議会との連携

麻生区社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と区の地域福祉計画を連動させ、区社会福祉協議会と行政それぞれの取組が、区民にとって参加・利用しやすいものとなるよう、協議・連携体制を継続していきます。

地域ケア推進課

**■具体的な取組****28 在宅療養に関する取組の推進****麻生区在宅療養推進協議会との連携**

在宅療養推進協議会と連携することで在宅療養環境を整備し、医療に関する自助・互助の仕組みづくりや医療・介護の連携を促進します。

高齢・障害課

**在宅療養に関する普及啓発**

住み慣れた地域で安心して最期まで暮らし続けることができるよう、在宅療養推進協議会と連携し、在宅療養に関する区民向け講演会の実施など、普及啓発を行います。

地域ケア推進課  
地域支援課

**29 社会福祉法人等の地域公益活動の推進****社会福祉法人等の地域公益活動の推進**

**社協**

社会福祉法人等と連携し、様々な地域資源を活用することで地域の課題を解決するなど、地域公益活動を推進します。

地域ケア推進課  
地域支援課

**30 福祉関係団体への活動支援****福祉関係団体への活動支援**

日本赤十字社神奈川県支部麻生区地区の事務局業務や麻生区保護司会の事務局業務等を通じて、地域福祉の担い手を支援します。

地域ケア推進課

♪ 大学と連携した取組を行っています ♪

**【麻生区こども関連大学連携事業】**

麻生区では、「麻生区・6大学 公学協働ネットワークに関する協定」に基づき、麻生区近隣の大学の専門性を活かした楽しいイベントを開催し、子育てを支援しています。

**和光大学**

ファミリーエクスペリエンス  
in 鶴見川



**日本映画大学**

こども映画大学



**明治大学**

アグリ・エコファーム体験  
in 明大黒川農場



**田園調布学園大学**

あそぼう！  
けろけろ田園チャイルド・キッズアート



**昭和音楽大学**

交流コンサート・子どもと一緒にコンサート



**玉川大学**

親子で体験アドベンチャー  
in 玉川大学 TAPセンター・赤ちゃん学講座





## ♪ 麻生区社会福祉協議会の活動をご紹介します ♪

### 【川崎市麻生区社会福祉協議会とは】

麻生区社会福祉協議会は、地域福祉を進める中核的団体として、国の「社会福祉法」に規定される麻生区内の「地域福祉」を推進していくことを目的とした民間の福祉団体です。令和2（2020）年4月に、川崎市内の社会福祉協議会が合併し、一つの社会福祉法人になりました。

地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や保護司などの福祉関係者、町会自治会、福祉施設・関係機関、行政、ボランティアグループ、障害当事者団体などの参加・協力を得て、地域の福祉課題の解決に向けて取り組んでいます。

主な取組としては、ボランティア活動の振興、在宅福祉サービス事業、広報啓発事業、子育て支援事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、移送サービス事業、地区社会福祉協議会の支援、共同募金運動の推進、老人いこいの家・老人福祉センターの管理運営などを行っています。



### 【ボランティア活動の振興・福祉教育の推進】

地域の福祉活動の担い手を養成し、地域の中にボランティア活動が根付いていくように、ボランティアを養成するための講座開催、ボランティア体験、交流会を開催するとともに、ボランティアの相談を気軽にできる場所として「ボランティア相談コーナー」を開設するなど、ニーズの調整・マッチングを行っています。また、災害発生時のボランティア活動及び災害ボランティアセンターの取組について検討を行っています。

その他にも、小中学校等における福祉教育の支援や福祉教育に関する学校の先生と地域の方々や障害当事者などとの懇談会を通じて、次世代を担う子どもたちの共生意識の醸成にも取り組んでいます。地域のボランティアグループなどが取り組む高齢者の方を対象とした会食会やサロン活動、配食活動などの地域福祉活動の支援も行っています。



### 【地区社会福祉協議会の支援】

麻生区には、麻生東地区社会福祉協議会と柿生地区社会福祉協議会の二つの地区社会福祉協議会があります。

地域の福祉課題の解決に向けて、地域住民が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「ささえあうこと」を目的に様々な活動を自主的に取り組む団体です。それぞれのエリアで、小地域での地域福祉活動を行っています。



### 【在宅福祉を考える取組】

地域が抱える生活課題に対して、地域住民自らの取組を支援するために「地域でともに生きるを考える懇談会」「地域の関係づくりの大切さを考える講演会」を開催し、日ごろからの地域づくりの大切さや誰もが地域社会の一員であることの理解を深め地域に広げることができますように取り組んでいます。



地域のつながりを深め、お互いに顔の見える関係を築き、支え合い助け合うことができる地域力の向上をめざしています。

### 【麻生区地域福祉活動計画（あさお「ひと・ひと」福祉プラン）について】

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が、地域住民や地域福祉を進める関係団体、福祉施設・機関、行政などと連携し、「地域福祉」を推進するための方向性や取組を示した計画です。麻生区地域福祉計画（あさお福祉計画）との連携を強化していくために、次期計画（第4期地域福祉活動計画）から、計画年度をあわせて、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3年間を計画期間とし、目標についても共通の目標とし、同じ方向をめざして地域福祉活動を展開していくための計画として策定します。

その他にも、地域福祉の推進のために、麻生区役所をはじめとする関係機関や地域住民、福祉団体と連携を図り、地域福祉の課題解決に向けて、取組を進めています。



## 第6期麻生区地域福祉計画（素案）

【発行年月】 令和2（2020）年11月  
【編集・発行】 川崎市麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）  
地域ケア推進課  
〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1  
TEL 044-965-5303  
FAX 044-965-5169  
E-mail 73keasui@city.kawasaki.jp